

平成29年度 第2回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成29年9月29日（金）

午後1時00分から

場所：岩手県民会館 第三会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- (2) 狩猟期間の延長等について
- (3) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について
- (4) 第5次シカ管理計画の変更について

4 その他

5 閉 会

## 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿

氏 名	所属及び職	備考
青 井 俊 樹	岩手大学農学部 名誉教授	
東 淳 樹	岩手大学農学部 講師	
伊 藤 英 之	岩手県立大学総合政策学部 教授	欠席
菅 野 範 正	(公社)岩手県猟友会専務理事	
渋 谷 晃 太 郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴 木 ま ほ ろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
鷹 背 紅 子	岩手県森林・林業会議 常任理事	
中 村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長	
平 野 拓	日本鱗翅学会会員	
松 坂 育 子	JA岩手県女性組織協議会 委員	欠席

10 名

注) 五十音順

## <鳥獣保護区特別保護地区の指定について>

### 岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

#### 1 名称

岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区

#### 2 区域

岩洞湖の水面の全域

#### 3 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、盛岡市玉山地域の東部に位置し、一級河川丹藤川の最上流部に設置されている岩洞湖貯水池の水面全域であり、マガモ、コガモ等カモ類の渡りの中継地となるなど岩洞湖鳥獣保護区の内でも水鳥渡来地の中心となっている。

また、その他の野生鳥獣の生息場所としても良好な自然環境であり、この地域の野生生物観察等を通じて、県民の憩いの場、自然とのふれあい場となっている。

このことから、岩洞湖鳥獣保護区における中核的な区域として鳥獣保護区特別保護地区に指定し、当地域における鳥獣の保護、鳥獣の生息環境の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

##### (3) 管理方針

- ・当特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
- ・特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

#### 4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 620 ha

##### (1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	- ha	国有地	243
農耕地	-	県有地	377
水面	620	市町村有地	-
その他	-	私有地等	- ha

※指定区域面積 620 ha は、農林水産省と岩手県企業局との共有地であり、その持分の割合は国 392/1000 県 608/1000 となっている。

##### (2) 他の法令による規制区域

県立自然公園条例 普通地域 620 ha

#### 5 指定期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで(10年間)

#### 6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

##### (1) 当地域の概況

当地域は、盛岡市玉山地域の東部に位置し、一級河川丹藤川の最上流部に設置されている岩洞湖貯水池水面である。

##### (2) 生息している主な鳥獣

ア 鳥類(飛来するものを含む)

マガモ、コガモ、カルガモ、ノスリ、ハイタカ、ツミ、ノジコ、アオゲラ、アカゲラ、アカハラ、コルリ、キビタキ、イスカ、シジュウカラ、アオジ、ウグイス、モズ、アリスイ など

イ 獣類

ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドテン、ニホンリス、トウホクノウサギ など

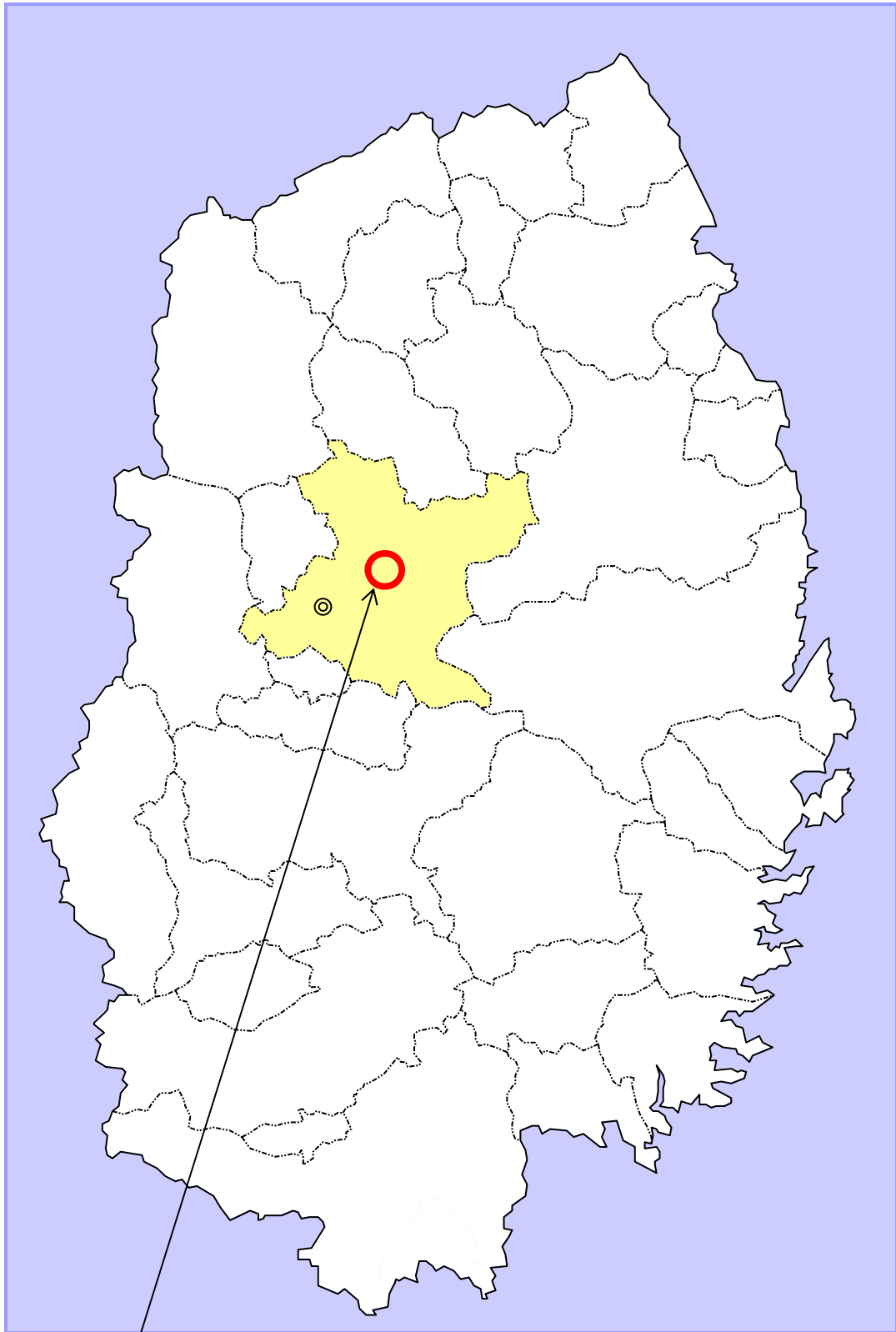
**7 当該地域の農林作物の被害状況**

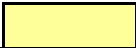
特になし

**8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項**

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

# 平成29年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図




 : 該当市町村  
岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区(再指定)

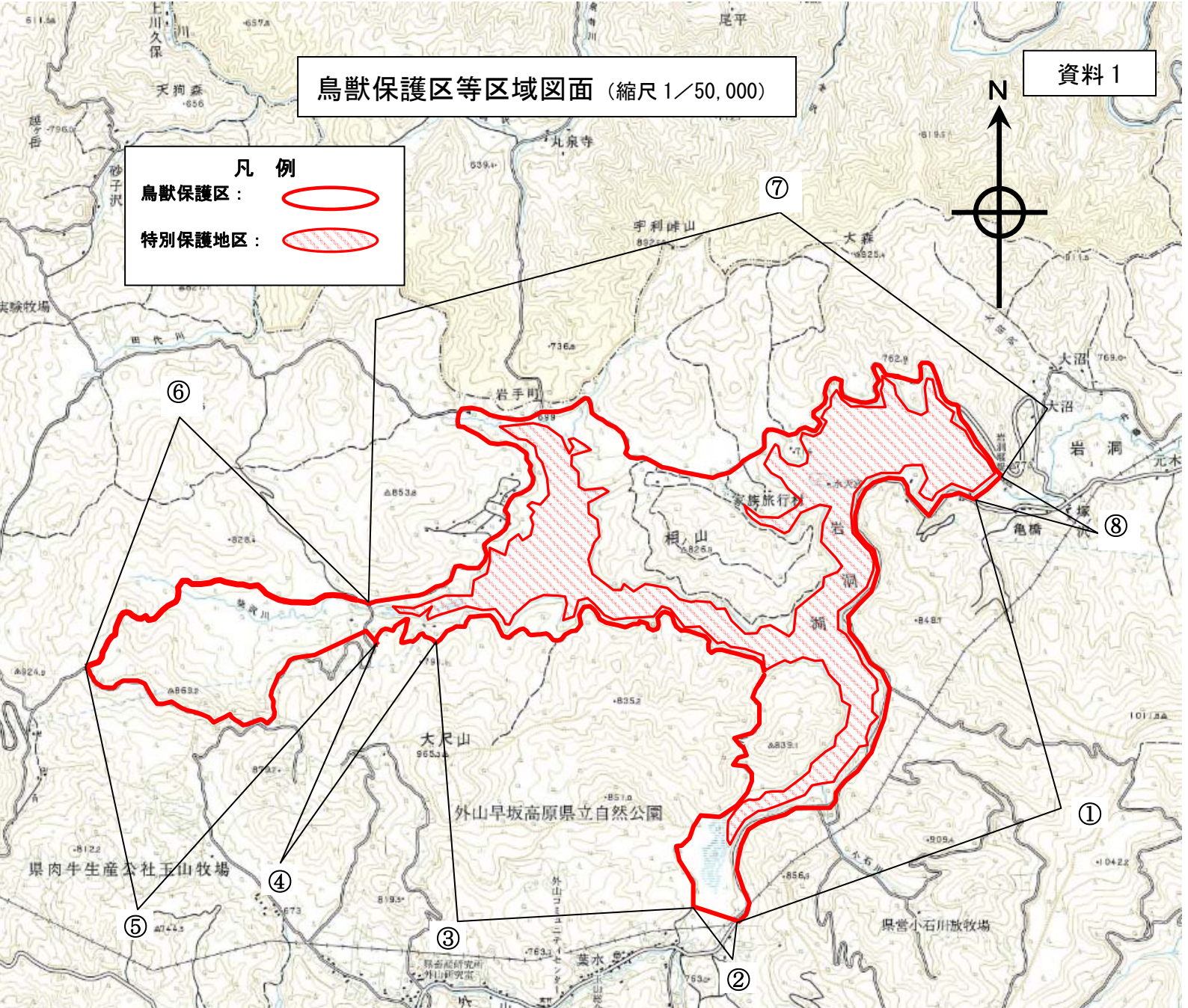
鳥獣保護区等区域図面（縮尺 1/50,000）

資料 1

凡 例

鳥獣保護区： 

特別保護地区： 



名称	岩洞湖鳥獣保護区		面積	1,680ha
期間	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで			
境界	1	国道455号	5	市道一ノ渡岩洞湖線
	2	岩洞湖南端小石川堰堤	6	市道一ノ渡岩洞湖線から同線へ至る経路
	3	岩洞発電所取水塔から岩洞湖小堰堤に至る道路	7	市道一ノ渡岩洞湖線
	4	岩洞発電所取水塔管理用道路	8	岩洞湖堰堤
区分	盛岡市内の国道455号と岩洞湖堰堤との交点を起点とし、起点から国道455号を南西に進み岩洞湖南端小石川堰堤との交点に至り、同点から同小石川堰堤を北西に進み岩洞発電所取水塔から岩洞湖小堰堤に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北西に進み岩洞発電所取水塔管理用道路との交点に至り、同点から同道路を西に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、市道一ノ渡岩洞湖線から同線へ至る経路との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一ノ渡岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み岩洞湖堰堤との交点に至り、同点から同堤を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域			

名称	岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区	面積	620ha
期間	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで		
境界	岩洞湖の水面の全域		

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

### （鳥獣保護区）

**第二十八条** 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号の区域以外の区域

### （特別保護地区）

**第二十九条** 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第15条第2項、第3項、第13項及び第13項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

### （鳥獣保護管理事業計画）

**第四条** 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない

## 鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

### 1 制度の概要

#### (1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第1項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第29条第1項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

### 2 県内の指定状況(平成28年度末時点)

①鳥獣保護区	132箇所(130,437ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12箇所(6,188ha)



## 狩猟期間の延長等について

### 1 キジ及びヤマドリの捕獲等の禁止について（資料 2－1）

- ①対象鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- ②捕獲禁止期間 平成 29 年 11 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日までの  
毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで
- ③区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。

### 2 ニホンジカの捕獲等の制限の見直し及び狩猟期間の延長について（資料 2－2）

#### (1) 捕獲等の制限の見直し

ニホンジカの捕獲頭数については、これまで国は捕獲頭数を制限してきたため、県において、その制限を解除してきたが、本年 6 月の法施行規則の改正に伴い、捕獲頭数の制限が解除されたことから、県による捕獲数制限の解除の規定を削除する。

#### (2) 狩猟期間の延長について

自然生態系への影響や農林業・生活環境への被害の低減を図るため、引き続き、狩猟期間を延長し、捕獲を促進する。

- ①対象鳥獣の種類 ニホンジカ
- ②捕獲期間延長後 毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで  
(ただし、平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの期間に限る。)
- ③区域 県内一円の区域

### 3 イノシシの狩猟期間の延長について（資料 2－3）

生息域の拡大防止や農業被害額の抑制を図るため、狩猟期間を延長し、捕獲を促進する。

- ①対象鳥獣の種類 イノシシ
- ②捕獲期間延長後 毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで  
(ただし、平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの期間に限る。)
- ③区域 県内一円の区域

## キジ及びヤマドリの捕獲等の禁止について

### 1 現状について

キジ及びヤマドリの雌については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）により、平成 29 年 9 月 15 日から平成 34 年 9 月 14 日まで捕獲等が禁止されている。

本県においては、キジ及びヤマドリの狩猟による捕獲数は最盛期と比較して大幅に減少しており、この要因には狩猟者の減少やキジ・ヤマドリを狩猟対象としない狩猟者の増加などが考えられる。

キジ及びヤマドリの一人あたりの捕獲数は、放鳥事業の実施や捕獲禁止・捕獲数の制限などの規制が施行されているが、低位で推移するとともに徐々に減少傾向にある。

なお、本県におけるキジ及びヤマドリの狩猟による捕獲数は、全国でも上位を占めており（キジ 平成 24～26 年度：3・3・5 位、ヤマドリ 平成 24～26 年度：1 位）、重要な狩猟資源となっている。

【参考：キジ・ヤマドリ捕獲数及び狩猟者数】

	最盛期(A)	H14~18	H19~23	H24~28(B)	比率 B/A
キジ	102,585 羽 (S48)	6,420 羽/年	4,260 羽/年	2,507 羽/年	2.4%
	5.09 羽/人 (※)	1.61 羽/人	1.48 羽/人	1.14 羽/人	22.4%
ヤマドリ	86,967 羽 (S42)	4,699 羽/年	4,092 羽/年	3,254 羽/年	3.7%
	7.88 羽/人 (※)	1.18 羽/人	1.42 羽/人	1.48 羽/人	18.8%
狩猟者登録数 (第一種銃猟)	20,664 人 (S45)	3,999 人/年	2,883 人/年	2,205 人/年	10.7%

※ 当該年度の狩猟者登録数から、一人あたりの捕獲数を算出

### 2 これまでの対応について

国では、キジについては昭和 35 年から、ヤマドリについては昭和 50 年から雌の捕獲を禁止しており、近年（平成 29 年 6 月）の省令改正においても、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、捕獲等を禁止する期間を延長した（平成 29 年 9 月 15 日から平成 34 年 9 月 14 日までの 5 年間）。なお、昭和 38 年からキジ及びヤマドリの捕獲上限を 1 日あたり合計 2 羽に制限している。

県では、昭和 42 年度からキジ及びヤマドリの狩猟期間について、狩猟資源の保護及び持続的な利用を図ることを目的に、1 ヶ月短縮する措置を講じている。また、昭和 40 年以降は休猟区をはじめとする生息適地へのキジ及びヤマドリ（平成 22 年度まで実施）の放鳥を行なうとともに、鳥獣保護区や休猟区の指定を行い生息数の回復に努めている。

公益社団法人岩手県猟友会や一部の地区猟友会等において、キジの放鳥が行われているほか、岩手県猟友会では、昭和 61 年からキジの天敵となるキツネ等の捕獲を行っている。

### 3 今後の措置について

国では、2のとおり、キジ及びヤマドリの雌の捕獲禁止の措置を5年間継続した。

本県においても、キジ及びヤマドリの捕獲状況や出会い数調査の結果は低位で推移しており、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないものと考えられる。

また、県内の休猟区や鳥獣保護区は、シカの捕獲を促進するため、徐々に指定を解除しており、キジ及びヤマドリの捕獲禁止措置を解除した場合に、さらなる資源量の減少が危惧されることから、これまで実施してきた下記の捕獲等の禁止を継続することが適切と考えられる。

- ①対象鳥獣の種類 キジ及びヤマドリ
- ②捕獲禁止期間 平成29年11月15日から平成34年3月31日までの  
毎年1月16日から2月15日まで
- ③区域 県内一円の区域。ただし、猟区を除く。

### 4 禁止措置を講じた場合の規制状況（図中の網掛け部分）

11/15		1/16	2/15
法定狩猟期間		11/15～翌年 2/15	
キジ	オス	狩猟可能	県による捕獲禁止
	メス	国による捕獲禁止（平成34年9月14日まで）	
ヤマドリ	オス	狩猟可能	県による捕獲禁止
	メス	国による捕獲禁止（平成34年9月14日まで）	

(参考)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]

（第一種特定鳥獣保護計画）

第七条 [略]

2～4 [略]

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6～8 [略]

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

二～三 [略]

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

3～5 [略]

6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

キジ・ヤマドリの捕獲数及び狩猟者数

年度	狩猟者数 (第1種)	キジ		ヤマドリ		摘要
		捕獲数	1人当り	捕獲数	1人当り	
42	11,032	76,959	7.0	86,967	7.9	キジ・ヤマドリ 猟期短縮
43	15,137	83,133	5.5	82,387	5.4	
44	17,648	86,418	4.9	62,266	3.5	
45	20,664	96,646	4.7	73,510	3.6	
46	16,626	88,385	5.3	73,527	4.4	
47	18,134	92,052	5.1	83,845	4.6	
48	20,151	102,585	5.1	57,945	2.9	
49	21,414	93,510	4.4	65,588	3.1	
50	20,224	75,606	3.7	32,769	1.6	メヤマドリ捕獲禁止
51	18,808	60,655	3.2	19,571	1.0	
52	15,636	54,204	3.5	28,622	1.8	
53	15,863	45,553	2.9	20,252	1.3	
54	14,526	51,495	3.5	22,621	1.6	
55	13,654	45,456	3.3	27,852	2.0	
56	12,924	28,512	2.2	12,938	1.0	
57	10,752	29,310	2.7	17,215	1.6	
58	9,781	28,612	2.9	15,275	1.6	
59	9,212	28,984	3.1	15,101	1.6	
60	8,764	23,192	2.6	9,520	1.1	
61	8,122	22,516	2.8	13,284	1.6	
62	7,946	18,710	2.4	8,005	1.0	
63	7,546	24,908	3.3	20,340	2.7	
元	7,554	23,979	3.2	13,069	1.7	
2	7,399	20,009	2.7	10,661	1.4	
3	7,134	19,849	2.8	16,044	2.2	
4	7,005	16,809	2.4	8,075	1.2	
5	6,558	14,024	2.1	7,163	1.1	
6	6,469	13,046	2.0	6,361	1.0	
7	6,095	14,198	2.3	8,649	1.4	
8	5,889	15,084	2.6	7,960	1.4	
9	5,770	13,140	2.3	6,394	1.1	
10	5,421	11,162	2.1	5,970	1.1	
11	5,080	13,071	2.6	10,645	2.1	
12	4,986	12,006	2.4	5,641	1.1	
13	4,690	10,693	2.3	9,578	2.0	
14	4,538	7,768	1.7	4,284	0.9	
15	4,227	6,810	1.6	5,835	1.4	
16	3,976	6,025	1.5	3,571	0.9	
17	3,719	5,790	1.6	3,503	0.9	
18	3,537	5,711	1.6	6,303	1.8	
19	3,359	4,468	1.3	2,772	0.8	
20	3,085	4,997	1.6	5,365	1.7	
21	2,921	4,359	1.5	4,720	1.6	
22	2,639	4,461	1.7	4,304	1.6	
23	2,413	3,030	1.3	3,301	1.4	
24	2,301	3,244	1.4	3,579	1.6	
25	2,235	2,785	1.2	2,391	1.1	
26	2,172	2,508	1.2	4,297	2.0	
27	2,164	2,271	1.0	3,142	1.5	
28	2,156	1,731	0.8	2,862	1.3	

## ニホンジカの捕獲等の制限の見直し及び狩猟期間の延長について

## 1 現状について

ニホンジカなど一部の鳥獣については、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、自然生態系への影響や農林業・生活環境への被害が深刻な状況となっている。このため、国においては抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）の一部を改正し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）と改め、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する鳥獣の管理のための施策を強化している。

本県においても、ニホンジカの生息域の拡大等による農林業被害が増加するなど深刻な状況となっており、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、積極的な捕獲による管理を強化している。

## 【ニホンジカの捕獲数】

(単位：頭)

	H24	H25	H26	H27	H28
狩 猟	661	1,546	816	629	649
捕獲委託	2,238	4,556	4,182	4,110	4,632
有 害	1,341	3,517	5,921	4,806	5,718
合 計	4,240	9,619	10,919	9,545	10,999

## 【ニホンジカによる農林業被害額】

(単位：千円)

	H24	H25	H26	H27	H28
農業被害額	282,620	291,282	256,467	217,206	218,209
林業被害額	5,773	6,331	7,340	870	6,789
合 計	288,393	297,613	263,807	218,076	224,998

## 2 これまでの対応について

ニホンジカについては、国では、これまで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成 14 年環境省令第 28 号）により、捕獲頭数を制限してきたが、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、自然生態系への影響や農林業・生活環境への被害が深刻な状況となっていることから、本年 6 月法施行規則の改正により、捕獲頭数の制限が解除された。

また、県においては、平成 19 年度から国が定めた捕獲頭数の制限を徐々に解除するとともに、平成 24 年度から狩猟期間を延長し、狩猟による捕獲を促進してきた。

### 3 今後の措置について

国では、本年6月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、ニホンジカの捕獲頭数の制限が解除されたため、本県の第5次シカ管理計画において規定している捕獲数制限の解除を削除する。

また、自然生態系への影響や農林業・生活環境への被害の低減を図るため、引き続き、狩猟期間を延長し、捕獲を促進する。

①対象鳥獣の種類 ニホンジカ

②捕獲期間延長後 毎年11月1日から翌年3月31日まで

(ただし、平成29年11月1日から平成34年3月31日までの期間に限る。)

(参考：法第11条第2項の捕獲期間 毎年11月15日から翌年2月15日まで)

③区域 県内一円の区域

#### (1) 捕獲等の制限の見直しについて

ニホンジカの捕獲頭数については、これまで国は捕獲頭数を制限してきたため、県において、その制限を解除してきたが、本年6月の法施行規則の改正に伴い、捕獲頭数の制限が解除されたことから、県による捕獲数制限の解除の規定を削除する。

ニホンジカの捕獲制限	1日当たりの捕獲数の上限	区域
国による捕獲制限（法第12条）	1頭	全国



第3次計画に基づく捕獲制限緩和	3頭（オスは1頭まで）	大船渡市、陸前高田市、釜石市及び住田町の区域
	5頭	県内一円の区域（ただし、大船渡市、陸前高田市、釜石市及び住田町を除く）



第4次計画に基づく捕獲制限緩和	上限を設けない	県内一円の区域
-----------------	---------	---------



国による捕獲制限の解除	上限を設けない	全国
-------------	---------	----





(参考)

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]

（第一種特定鳥獣保護計画）

第七条 [略]

2～4 [略]

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6～8 [略]

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 [略]

一～三 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

5～6 [略]

（第二種特定鳥獣に係る特例）

第十四条 [略]

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 [略]

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

## イノシシの狩猟期間の延長について

## 1 現状について

イノシシなど一部の鳥獣については、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、自然生態系への影響や農林業・生活環境への被害が深刻な状況となっている。このため、国においては抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）の一部を改正し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）と改め、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣については積極的に捕獲を行い、生息状況を適正な状態に誘導する鳥獣の管理のための施策を強化している。

本県においては、平成 23 年度に一関市で捕獲されてから、現在では、県央部や沿岸部でも捕獲されるなどその生息域も徐々に拡大するとともに農林業被害が増加してきたため、平成 28 年度に生息域拡大及び農林業被害の抑制を図ることを目的に第二種特定鳥獣管理計画を策定した。

## 【イノシシの捕獲数】

(単位：頭)

	H24	H25	H26	H27	H28
狩 猟	0	15	15	15	25
捕獲委託	—	—	—	—	27
有 害	1	22	32	25	42
合 計	1	37	47	40	94

## 【イノシシによる農業被害額】

(単位：千円)

	H24	H25	H26	H27	H28
農業被害額	1,070	2,128	2,509	1,735	6,045

## 2 今後の措置について

本県では、狩猟による捕獲を推進し捕獲圧を高め、生息域の拡大防止や農業被害額の抑制を図ることを目的に平成 28 年度にイノシシ管理計画（第二種特定鳥獣管理計）を定め、狩猟期間の延長を規定したことから、下記のとおり狩猟期間を延長し、捕獲を促進することが必要と考えられる。

①対象鳥獣の種類 イノシシ

②捕獲期間延長後 毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(ただし、平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの期間に限る。)

(参考:法第 11 条第 2 項の捕獲期間 毎年 11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで)

③区域 県内一円の区域



(参考)

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 [略]

(第一種特定鳥獣保護計画)

第七条 [略]

2～4 [略]

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6～8 [略]

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 [略]

一～三 [略]

2～3 [略]

4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。

5～6 [略]

(第二種特定鳥獣に係る特例)

第十四条 [略]

2 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第十一条第二項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。

3 [略]

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

イノシシの狩猟期間の延長に係る利害関係人の意見について

		賛成	反対	意見要旨
市町村	盛岡市	○		
	宮古市	○		
	大船渡市	○		
	花巻市	○		
	北上市	○		
	久慈市	○		
	遠野市	○		
	一関市	○		
	陸前高田市	○		
	釜石市	○		
	二戸市	○		
	八幡平市	○		
	奥州市	○		
	滝沢市	○		
	雫石町	○		
	葛巻町	○		
	岩手町	○		
	紫波町	○		
	矢巾町	○		
	西和賀町	○		
	金ヶ崎町	○		
	平泉町	○		
	住田町	○		
	大槌町	○		
	山田町	○		
	岩泉町	○		
	田野畑村	○		
	普代村	○		
	軽米町	○		
	野田村	○		
	九戸村	○		
	洋野町	○		
	一戸町	○		
	小計	33	0	
関係団体	東北森林管理局	○		
	岩手県農業協同組合中央会	○		
	岩手県森林組合連合会	○		
	(公社)岩手県猟友会	○		
		小計	4	0

(別紙)

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止等に関する意見書

公益社団法人岩手県猟友会

1 キジ・ヤマドリの捕獲禁止について

(1) 賛否 反対

(2) 理由

キジ・ヤマドリの狩猟者一人当たりの捕獲数の減少は、最盛期ごろの場合は、個体数の減少が大きな原因となっていると思います。

また、10年ぐらい前には、今年は姿が見えないという声が聞かれることはよくありましたが、それ以降は、地域ごとに姿が見えないという声があっても、翌年になるとたくさんいるという状況から、急激に増えているわけではないにしろ、減少している状況でもないようです。時には、なんとか駆除してほしいという、苦情の電話もあるぐらいです。

しかも、ここ数年は、対象となる鳥獣がキジ・ヤマドリから、ニホンジカ等に移行してきており、鳥猟をする人が減少したことにより、一人当たりの捕獲数が減少しているという側面もあります。

岩手県猟友会では、キジ・ヤマドリの減少は狩猟による捕獲だけでなく、天敵であるキツネ・カラス・猛禽類による捕食が大きく関わっていると考え、狩猟を通じてキジの天敵であるキツネ等やカラスの駆除を積極的に実施しているところがあります。キジ・ヤマドリの捕獲期間の制限があることにより、キツネ等の駆除を行う機会も減少することから、キジ・ヤマドリの捕獲期間の制限を解除することが保護増殖につながると考えております。

## 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について

### 1 計画の名称

第 12 次鳥獣保護管理事業計画

### 2 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### 3 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）に規定する環境大臣が定めた鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に即して、県が行う鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた計画です。

計画には、鳥獣保護区や鳥獣の捕獲等の許可、第二種特定鳥獣管理計画等に関する事項を定めています。

### 4 変更内容

#### (1) 鳥獣保護管理法施行規則の改正に伴う変更

① 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直しに伴い、これまで県によるニホンジカの捕獲頭数制限の解除規定を削除する。（資料 3 - 1）

② オオタカについて、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定が解除され、鳥獣保護管理法の希少鳥獣の指定解除及び販売禁止鳥獣等への追加が行われることに伴い、オオタカの捕獲許可及び販売許可の事務を都道府県が担うことになることから、当該事務に係る事項を計画に追加する。（資料 3 - 2）

#### (2) キジ及びヤマドリにおける捕獲禁止期間を継続する。（資料 2）

#### (3) ニホンジカの狩猟期間の延長を継続する。（資料 2）

#### (4) イノシシの狩猟期間の延長を新規に規定する。（資料 2）

### 5 変更後の計画の施行日

平成 29 年 10 月

（4（1）②については、国の法施行規則の施行に合わせて平成 30 年 4 月 1 日施行）

### 6 その他

平成 29 年 8 月 3 日（木）から同年 9 月 4 日（月）までパブリックコメントを実施しましたが、意見は出されませんでした。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令について  
(平成 29 年 6 月 15 日公布：環境省令第 17 号)

平成 29 年 6 月  
環境省自然環境局

## 1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 3 条の環境大臣が策定する鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)について、同指針の 5 年ごとの見直しに当たり、法の規制の対象となる鳥獣の見直しを行うこととしている。

今般、平成 28 年 10 月に基本指針を見直したことを受け、法第 2 条第 7 項に定める狩猟鳥獣の指定の解除及び法第 12 条に定める対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。)の所要の見直しを行うこととしたもの。

## 2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ・ 狩猟鳥獣<sup>\*1</sup>の指定の見直し(規則第 3 条、別表第 2)
- ・ 対象狩猟鳥獣<sup>\*2</sup>の捕獲等の禁止の見直し(規則第 10 条第 1 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し(規則第 10 条第 2 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し(規則第 10 条第 3 項第 12 号)

(※1) 狩猟鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう(法第 2 条第 7 項)。

(※2) 対象狩猟鳥獣とは、狩猟鳥獣(鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひなを含む。)をいう(法第 11 条第 2 項)。

## 3. 施行日

平成 29 年 9 月 15 日



(別紙：改正概要)

○狩猟鳥獣の指定の見直し（規則第3条、別表第2）

- ・長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別することが可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となる。

現行	改正案
・ <u>チョウセンイタチ（オスに限る）</u>	・ <u>チョウセンイタチ</u>

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

- ・現行において、捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、九州地方のツキノワグマを除き捕獲等を禁止する期間を延長する。
- ・九州地方のツキノワグマは絶滅したと評価されているため、捕獲等を禁止する区域から九州地方を削除する。
- ・チョウセンイタチのうち、長崎県対馬市の個体群については、環境省レッドリストではNT（準絶滅危惧）、長崎県レッドリストではLP（絶滅のおそれのある地域個体群）とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

- ①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 <u>長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</u>	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ 禁止する区域は北海道	・ 禁止する区域は北海道
・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

⑤チョウセンイタチについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ (なし)	・ 禁止する区域は長崎県対馬市
・ (なし)	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）

- ・ 現行において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

現行	改正案
・ 捕獲等の数の一日当たりの上限は一頭	・ (削除)

○対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

- ・ 現行において、禁止する猟法としている弓矢について、クロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

現行	改正案
・ <u>弓矢</u> を使用する方法	・ <u>矢</u> を使用する方法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令について  
(平成 29 年 9 月 1 日公布：環境省令第 22 号)

平成 29 年 9 月  
環境省自然環境局

## 1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項において、特に保護を図る必要がある鳥獣を希少鳥獣として規定し、該当する鳥獣を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 2 において定め、その捕獲の禁止等の所要の規制を講じているところ。

今般、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成 5 年政令第 17 号。以下「種の保存法施行令」という。)の改正により、国内希少野生動植物種からオオタカが除外されることを踏まえ、法により適切にオオタカを保護及び管理するべく、以下のとおり、施行規則について所要の見直しを行うこととしたもの。

## 2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ①希少鳥獣\*の指定解除(施行規則第 1 条の 2、別表第 1)
- ②販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加(施行規則第 22 条及び第 23 条)
- ③輸入を規制する鳥獣の追加等(施行規則第 27 条、第 29 条及び第 29 条の 2)

(※) 希少鳥獣とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう(法第 2 条第 4 項)。

## 3. 施行日

平成 30 年 4 月 1 日。ただし、③については平成 29 年 9 月 21 日。

(別紙：改正概要)

## 1. 希少鳥獣の指定解除（法第2条第4項―施行規則第1条の2（別表第1））

- 法第2条第4項に定める希少鳥獣の指定については、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号）において、  
「環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、環境大臣が定めるものとし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」とされている。
- オオタカについては、レッドリストにおいて、NT(準絶滅危惧)とされていたが、種の保存法施行令により国内希少野生動植物種に指定され、必要な規制が講じられていたため、施行規則においても例外的に希少鳥獣としていた。今般、種の保存法施行令改正により、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、併せて法第2条第4項に規定する希少鳥獣からも指定解除をするため、施行規則第1条の2（別表第1）より、以下の種を削除することとする。

科名	種名（括弧内学名）
タカ科	オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）

## 2. 販売禁止鳥獣等の追加、販売の許可に係る販売目的の追加（法第23条、第24条第1項―施行規則第22条、第23条）

### (1) 販売禁止鳥獣の対象種（施行規則第22条関係）

- 法第23条の規定において、販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある種について販売を禁止しており、施行規則第22条において、販売禁止鳥獣を具体的に定めているところ（現在、ヤマドリ1種が指定されている）。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとする。

### (2) 販売の目的（施行規則第23条関係）

- 法第24条の規定において、販売禁止鳥獣等の販売の許可に当たっては、販売されることにより鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められる販売目的であることを求めているところ。
- 今般、販売禁止鳥獣等として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）及びその卵を追加することとしているが、その販売許可に係る目的として、博物館、動物園その他これに類する施設における展示を設定することとする。

### 3. 輸入を規制する鳥獣の追加等（法第 26 条第 1 項－施行規則第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2）

#### （1）輸入を規制する鳥獣（施行規則第 27 条関係）

- 法第 26 条第 1 項の規定において、国内での違法な捕獲を防止するため、国外から輸入する取引について、適法に捕獲されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関その他環境大臣が定める者により発行された許可証を添付してあるものでなければ輸入してはならないと定めており、施行規則第 27 条において、現在 33 種を指定しているところ。
- 今般、輸入を規制する種として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

#### （2）証明制度を有しない国又は地域として環境大臣が定めるもの（施行規則第 29 条関係）

- オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の付属書Ⅱに掲載されており、輸出には輸出証明書の添付が義務づけられていることから、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）に関し証明書制度を有しない国又は地域として環境大臣が定める国又は地域は指定しないものとする。

#### （3）特定輸入鳥獣（施行規則第 29 条の 2 関係）

- 法第 26 条第 2 項の規定において、輸入を規制する鳥獣（特定輸入鳥獣）については、輸入後速やかに環境大臣から標識（足環）の交付を受け、当該鳥獣に着けなければならないこととされており、施行規則第 29 条の 2 において、特定輸入鳥獣として現在 21 種を指定しているところ。
- 今般、特定輸入鳥獣として、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）を追加することとする。

# 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 一部変更について（概要）

平成 29 年 9 月  
環境省自然環境局

- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）において、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）の改正を行い、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号。以下「基本指針」という。）の一部変更を行い、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加します。

項目	主な変更点
鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 (Ⅰ 第四 2 (2))	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。</li> </ul>
保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方 (Ⅲ 第四 1 (4))	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を原則認めない。</li> <li>● ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めることとする。</li> <li>● なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</li> </ul>
販売禁止鳥獣等の販売許可 (Ⅲ 第四 3 - 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</li> </ul>

- ・ オオタカについては、レース鳩や家禽に対し被害が報告されており、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定解除後、鳥獣保護管理法の被害防止目的での捕獲許可の申請が行われる可能性があります。一方、海外産亜種オオタカが高額で市場取引されており、国内産亜種オオタカも高い市場価値が生ずることが認められることから、被害防止目的での捕獲許可を得て捕獲された個体の処置として、飼養を選択する可能性があります。
- ・ これまで種の保存法の規制により、捕獲が強く制限され、市場流通がされなかった国内産亜種オオタカについて、その個体を飼養し一般流通することにより、密猟の助長が懸念されることから、新たにオオタカの捕獲許可の際には捕獲後の処置において飼養を選

択する場合には、公的機関等での飼養に限定するとともに、繁殖個体を含めた販売についても販売禁止鳥獣として制限を行うこととしたものです。

- ・公表予定日

平成 29 年 9 月 21 日

○環境省告示第六十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための基本的な指針(平成二十八年環境省告示第四号)の一部を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により公表する。平成二十九年九月二十一日 環境大臣 中川 雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改正、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその欄記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、これを改正、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げていたもの(以下「これを削り、改正後欄に掲げる対象規定を改正前欄にこれに対応するものを掲げていたもの」という)を除き、これを追加する。

改正前	改正後
<p>1 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣</p> <p>半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であつて生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。</p> <p>オオタカについては、これまで種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカを種の保存法の国内希少野生動物種から解除することとなつたが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>	<p>1 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項</p> <p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣</p> <p>半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であつて生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>

II 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一～第三 (略)

第四 (略)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じていても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) (略)

2～3-3 (略)

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによつて違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一～第三 (略)

第四 (略)

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(新規)

(5) (略)

2～3-3 (略)

3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマトドリ(イ)の食品用としての販売等、販売されることによつて違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。



<p>(2) 許可の条件 ヤマトトリの販売許可証を交付する 場合に付す条件は、販売する鳥獣の 数量、所在地及び販売期間、販売し た鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域 個体群）等とする。 オオタカカの販売許可証を交付する 場合に付す条件は、販売する鳥獣の 数量は現に保有する数量に限定する こと、販売する鳥獣に足環を装着さ せること等とする。</p> <p>3-5 (略) 第五～第九 (略)</p>	<p>(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す 条件は、販売する鳥獣の数量、所在 地及び販売期間、販売した鳥獣を放 鳥獣する場所（同一地域個体群）等 とする。 (新規)</p> <p>3-5 (略) 第五～第九 (略)</p>
---	--

新旧対照表（変更箇所は下線で表示（以下同じ。））  
（第四の改正部分は、平成30年4月1日から施行）

現 行	変更後
<p data-bbox="443 328 837 357">第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p data-bbox="555 469 696 497">目 次</p> <p data-bbox="125 509 174 537">[略]</p> <p data-bbox="114 603 338 632">第一～第三 [略]</p> <p data-bbox="114 652 904 681">第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p data-bbox="152 700 271 729">1 [略]</p> <p data-bbox="152 748 680 777">2 捕獲許可の基準に当たっての共通事項</p> <p data-bbox="159 796 439 825">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="159 844 1016 873">(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p data-bbox="199 892 1131 1236">地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。</p>	<p data-bbox="1469 328 1863 357">第12次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p data-bbox="1485 376 1809 405"><u>(平成29年〇月〇日変更)</u></p> <p data-bbox="1574 469 1715 497">目 次</p> <p data-bbox="1160 509 1209 537">[略]</p> <p data-bbox="1131 603 1355 632">第一～第三 [略]</p> <p data-bbox="1131 652 1921 681">第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p data-bbox="1169 700 1341 729">1～3 [略]</p> <p data-bbox="1169 748 1697 777">2 捕獲許可の基準に当たっての共通事項</p> <p data-bbox="1176 796 1456 825">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="1176 844 2033 873">(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p data-bbox="1216 892 2157 1236">地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。</p> <p data-bbox="1216 1256 2157 1420"><u>また、種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する</u></p>

現 行	変更後
<p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4-1～3 [略]</p> <p>4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方</p> <p>販売禁止鳥獣等とされているヤマドリ及びその卵の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可することとする。</p> <p>① 販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>② 捕獲したヤマドリが食料品として販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(2) 許可の条件</p> <p>販売許可に当たっての条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等について付すこととする。</p> <p>4-5 [略]</p> <p>第五～第八 [略]</p>	<p><u>場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>4-1～3 [略]</p> <p>4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可</p> <p>(1) 許可の考え方</p> <p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可することとする。</p> <p>① 販売の目的が法第24条第1項又は法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>② 捕獲した<u>個体若しくはその加工品又は採取した卵</u>が販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(2) 許可の条件</p> <p><u>ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す</u>条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。</p> <p><u>オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に脚環を装着させること等とする。</u></p> <p>4-5 [略]</p> <p>第五～第八 [略]</p>

現 行

変更後

第九 その他

1・2 [略]

3 狩猟の適正化

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

[略]

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	<u>平成24年11月15日から</u> <u>平成29年11月14日まで</u>
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長		<u>平成25年11月15日から</u> <u>平成29年3月31日まで</u>
	<u>捕獲等の制限の一部解除</u> <u>捕獲等の数の一日当たりの上限</u> <u>を定めない。</u>		
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	新規

(2) [略]

4～8 [略]

第九 その他

1・2 [略]

3 狩猟の適正化

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

[略]

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成34年3月31日まで</u>
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長		<u>平成29年11月1日から</u> <u>平成34年3月31日まで</u>
	[削除]		
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	<u>平成29年11月1日から</u> <u>平成34年3月31日まで</u>

(2) [略]

4～8 [略]

# 第 12 次鳥獣保護管理事業計画書

(平成 29 年 月 日変更)

平成 29 年 4 月 1 日から  
平成 34 年 3 月 31 日まで  
5 年 間

平成 29 年 3 月

岩 手 県

※ 第四の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 目 次

第一	計画の期間		
1	計画の期間	.....	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項		
1	鳥獣保護区の指定	.....	1
2	特別保護地区の指定	.....	8
3	休猟区の指定	.....	11
4	鳥獣保護区の整備等	.....	12
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項		
1	鳥獣の人工増殖	.....	13
2	放鳥獣	.....	14
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項		
1	鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	.....	14
2	捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	.....	15
3	目的別の捕獲許可の基準	.....	17
4	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	.....	27
第五	特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに 指定猟法禁止区域に関する事項		
1	特定猟具使用禁止区域の指定	.....	29
2	特定猟具使用制限区域の指定	.....	34
3	猟区の設定のための指導	.....	34
4	指定猟法禁止区域	.....	34
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項		
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	.....	35
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	.....	35
第七	鳥獣の生息状況等の調査に関する事項		
1	方針	.....	36
2	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	.....	36
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	.....	38
4	新たな技術の研究開発等	.....	39

第八	鳥獣保護管理事業の普及啓発に関する事項		
1	鳥獣行政担当職員	.....	39
2	鳥獣保護管理員	.....	40
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	.....	41
4	鳥獣保護管理センター等の設置	.....	42
5	取締り	.....	43
6	必要な財源の確保	.....	44
		.....	
第九	その他		
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	.....	44
2	計画作成の趣旨	.....	45
3	狩猟の適正化	.....	45
4	傷病鳥獣救護への対応	.....	46
5	油等による汚染に伴う水鳥の救護	.....	48
6	感染症への対応	.....	48
7	普及啓発	.....	48
8	野生鳥獣肉における放射性物質への対応	.....	50

## はじめに

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有しており、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を作成するものである。

## 第一 計画の期間

### 1 計画の期間

#### (1) 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

#### (2) 計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県では、第11次計画の終了時までには県土の約8.5%にあたる132箇所・130,437haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新を検討する。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

(ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

(イ) 鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。

(ウ) 希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努める。なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすこと



が危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

- (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。
- (オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、休猟区や特定猟具使用禁止区域など狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。なお、休猟区、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行するよう努める。
- (カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。
- (キ) 鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内においても指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえたうえで、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 総括表

指定区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						
			29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所 118 面積 ha 35,400	箇所 81 面積 ha 92,102	箇所 10 変動面積 6,581	箇所 14 変動面積 17,313	箇所 7 変動面積 13,296	箇所 10 変動面積 13,579	箇所 6 変動面積 3,206	計(B) 47 53,975	
大規模生息地	箇所 面積 ha	箇所 1 面積 ha 16,262	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 1 変動面積 16,262	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 1 16,262	
集団渡来地	箇所 面積 ha	箇所 4 面積 ha 3,609	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 0 0	
集団繁殖地	箇所 面積 ha	箇所 3 面積 ha 77	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 1 変動面積 18	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 1 18	
希少鳥獣生息地	箇所 面積 ha	箇所 8 面積 ha 6,044	箇所 2 変動面積 872	箇所 2 変動面積 1,719	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 4 2,591	
生息地回廊	箇所 面積 ha	箇所 0 面積 ha 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	箇所 0 変動面積 0	計(B) 0 0	
身近な鳥獣生息地	箇所 面積 ha	箇所 33 面積 ha 12,310	箇所 7 変動面積 1,270	箇所 2 変動面積 148	箇所 1 変動面積 120	箇所 1 変動面積 241	箇所 0 変動面積 0	計(B) 11 1,779	
計	箇所 面積 ha	箇所 130 面積 ha 130,404	箇所 19 変動面積 8,723	箇所 18 変動面積 19,180	箇所 10 変動面積 29,696	箇所 11 変動面積 13,820	箇所 6 変動面積 3,206	計(B) 64 74,625	

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(C)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(D)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\*本計画期間において、指定期間の途中で区域を拡大・縮小する場合。

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計(E)		
11	14	7	10	6	48	Δ 1	80
7,036	17,677	13,296	13,569	3,206	54,784	Δ 809	91,293
0	0	1	0	0	1	0	1
0	0	16,262	0	0	16,262	0	16,262
0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	3,609
0	0	1	0	0	1	0	3
0	0	18	0	0	18	0	77
2	2	0	0	0	4	0	8
872	1,719	0	0	0	2,591	0	6,044
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7	2	1	1	0	11	0	33
1,367	148	120	241	0	1,876	Δ 97	12,213
20	18	10	11	6	65	Δ 1	129
9,275	19,544	29,696	13,810	3,206	75,531	Δ 906	129,498

\* 箇所数は新規指定の件数から解除または期間満了の件数を差し引いた件数。面積も同様。

\*\* 箇所数は既指定鳥獣保護区の件数に新規指定の件数を足し、解除又は期間満了を差し引いた件数。面積も同様。

注1 国指定鳥獣保護区(集団繁殖地2箇所、33ha)は含まない。  
 注2 森林鳥獣生息地の「指定の目標」の算定方法は、次のとおり。  
 ①箇所数 = 岩手県の森林面積1,175,715ha ÷ 10,000ha ≒ 118箇所(森林面積10,000haごとに1箇所を選定)  
 ②面積 = 118箇所 × 300ha(1箇所当たり最低基準) = 35,400ha  
 注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

② 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

(イ) 希少鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

ウ 既指定鳥獣保護区の変更計画 (期間更新を含む。)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
29	身近	雫石川東部	期間更新	104	0	104	29. 11. 1~ 39. 10. 31		
	身近	高松公園	期間更新	60	0	60			
	身近	盛岡市湯沢	期間更新 区域縮小	118	△ 97	21		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	
	森林	岩洞湖	期間更新	1,680	0	1,680			
	森林	八幡平市金沢	期間更新	553	△ 8	545		境界見直し	*
	森林	葛巻町平庭	期間更新	560	0	560			
	森林	胆沢ダム	期間更新	648	0	648			*
	森林	豊沢ダム	期間更新	250	0	250			
	身近	展勝地	期間更新	590	0	590			
	森林	北上市相去	解除	361	△ 361	0		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	
	身近	遠野市小友	期間更新 名称変更	179	0	179			
	森林	仙人峠	期間更新 名称変更	527	0	527			*
	身近	釜石	期間更新	219	0	219			
	森林	大槌町尺丈沢	期間更新 区域縮小	153	△ 32	121		区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	*
	希少	宮古市鮎山	期間更新	647	0	647			*
	森林	船越半島	期間更新	730	0	730			*
	森林	山田町小谷鳥	期間更新 区域縮小	854	△ 54	800		境界見直し	*
	希少	岩泉町小本	期間更新	225	0	225			
	身近	大船渡市蛸ノ浦	期間更新	97	0	97			
森林	洋野町滝沢	期間更新	720	0	720				
H29計	20箇所		9,275	△ 552	8,723				

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変更理由	備考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
30	森林	盛岡市小貝沢	期間更新 区域縮小	2,857	△ 377	2,480	30.11.1~ 40.10.31	区域縮小による有害鳥 獣捕獲可能区域の拡大	
	森林	八幡平市安比高原	期間更新 区域拡大	432	13	445		境界見直し	*
	森林	雫石町篠崎	期間更新	236	0	236			
	身近	奥州市水沢大師山	期間更新	40	0	40			
	森林	毒ヶ森	期間更新	1,834	0	1,834			*
	森林	早池峰山	期間更新	8,150	0	8,150			*
	森林	遠野市上郷中山	期間更新	232	0	232			
	身近	西和賀町志賀来山	期間更新	108	0	108			
	森林	一関市萩荘厳美	期間更新	442	0	442			
	森林	宮古市佐賀部	期間更新	100	0	100			
	森林	宮古市刈屋	期間更新	1,369	0	1,369			
	希少	岩泉町伏屋	期間更新	1,357	0	1,357			
	希少	岩泉町追子沢	期間更新	362	0	362			
	森林	三陸町首崎	期間更新	34	0	34			
	森林	大窪山五葉山	期間更新	915	0	915			
	森林	普代村黒崎	期間更新	306	0	306			
	森林	野田村横合	期間更新	310	0	310			
	森林	洋野町青菜畑	期間更新	460	0	460			
H30計		18箇所		19,544	△ 364	19,180			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
31	森林	滝沢	期間更新	2,020	0	2,020	31.11.1~ 41.10.31		
	大規模	八幡平	期間更新	16,262	0	16,262			*
	森林	葛巻町外川	期間更新	1,110	0	1,110			
	森林	焼石連峰	期間更新	7,189	0	7,189			*
	森林	花巻市戸塚森森林公園	期間更新	23	0	23			
	身近	宮古市十二神山	期間更新	120	0	120			*
	繁殖	山田町船越大島	期間更新	18	0	18			
	森林	久慈市侍浜	期間更新	200	0	200			
	森林	久慈市山根	期間更新	668	0	668			
	森林	久慈溪流	期間更新	2,086	0	2,086			
H31計		10箇所		29,696	0	29,696			
年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)			
32	森林	八幡矢神岳	期間更新 区域拡大	675	10	685	32.11.1~ 42.10.31	境界見直し	
	森林	滝沢市砂込	期間更新	457	0	457			
	森林	雫石町	期間更新	2,280	0	2,280			
	森林	葛巻町黒森	期間更新	1,255	0	1,255			
	森林	岩手町	期間更新	3,837	0	3,837			*
	森林	五葉山	期間更新	2,489	0	2,489			*
	森林	宮古市崎山	期間更新	1,089	0	1,089			
	身近	浄土ヶ浜・蛸の浜	期間更新	241	0	241			
	森林	陸前高田市箱根山	期間更新	40	0	40			
	森林	二戸市上斗米	期間更新	1,265	0	1,265			
	森林	鳥越	期間更新	182	0	182			
H32計		11箇所		13,810	10	13,820			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変更理由	備考
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)			
33	森林	家畜改良センター岩手牧場	期間更新	868	0	868	33.11.1~ 43.10.31		
	森林	奥州市前沢月山	期間更新	90	0	90			
	森林	北上市飛勢城	期間更新	129	0	129			
	森林	宮古市川井達曾部	期間更新	978	0	978			*
	森林	洋野町種市中野西部	期間更新	1,090	0	1,090			
	森林	九戸村夏間木	期間更新	51	0	51			
H33計		6箇所		3,206	0	3,206			

注1 指定区分は、次のとおり。

森林⇒森林鳥獣生息地、大規模⇒大規模生息地、渡来⇒集団渡来地、繁殖⇒集団繁殖地、  
希少⇒希少鳥獣生息地、回廊⇒生息地回廊、身近⇒身近な鳥獣生息地

注2 備考欄の「\*」は、国有林を含む。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名称	所在地	面積	存続期間	備考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13.11.1~33.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14.11.1~34.10.31	全域が特別保護地区に指定

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第11次計画終了時までには10箇所(6,155ha)を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる8箇所(6,136ha)の特別保護地区について、引き続き指定(再指定)する。ただし、指定期間内に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討することとする。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

#### ② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

#### ※ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。





(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	指定面積 ha	存続期間	
29	森林鳥獣 生息地	岩洞湖	1,680	29.11.1～ 39.10.31	620	29.11.1～ 39.10.31			
	計	1箇所	1,680		620				
30	森林鳥獣 生息地	盛岡市小貝沢	2,857	30.11.1～ 40.10.31	101	30.11.1～ 40.10.31			
	森林鳥獣 生息地	早池峰	8,150	30.11.1～ 40.10.31	2,422	30.11.1～ 40.10.31			*
	計	2箇所	11,007		2,523				
31	大規模 生息地	八幡平	16,262	31.11.1～ 41.10.31	1,742	31.11.1～ 41.10.31			*
	集団 繁殖地	山田町 船越大島	18	31.11.1～ 41.10.31	18	31.11.1～ 41.10.31			
		2箇所	16,280		1,760				
32	森林鳥獣 生息地	滝沢市砂込	457	32.11.1～ 42.10.31	15	32.11.1～ 42.10.31			
	森林鳥獣 生息地	五葉山	2,489	32.11.1～ 42.10.31	1,151	32.11.1～ 42.10.31			*
	身近な鳥獣 生息地	浄土ヶ浜・ 蛸の浜	241	32.11.1～ 42.10.31	67	32.11.1～ 42.10.31			
		3箇所	3,187		1,233				
合計		8箇所	32,154		6,136				

注1 鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

注2 備考欄の「\*」は、国有林を含むことを示す。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名 称	所在地	面 積	存続期間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13.11.1～33.10.31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14.11.1～34.10.31	全域が特別保護地区に指定

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

- ① 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、本計画の期間中においても、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。
- ② 狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が認められない場合や、野生鳥獣による農林水産物被害が発生している場合は、休猟区を指定しない場合がある。
- ③ これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。
- ④ 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

#### (2) 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休 猟 区 名 称	指定面積 (ha)	存続期間	備 考	
29						
	H29計	0	0			
30						
	H30計	0	0			
31		<b>休猟区指定計画なし</b>				
	H31計					
32						
	H32計	0	0			
33						
	H33計	0	0			
合 計		0	0			

#### (3) 特例休猟区指定計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区において、第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣であるツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシを狩猟により捕獲することが、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、農林業被害等の状況、関係機関等の意見などを踏まえ、第二種特定鳥獣管理計画の対象区域内の休猟区の全部又は一部について、第二種特定鳥獣を狩猟により捕獲することができる区域(以下「特定休猟区」という。)への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

なお、特例休猟区の指定に当たっては、鳥獣の生息状況を把握し、対象となる鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないようにする。また、第二種特定鳥獣管理計画の実施期間中においても生息状況を調査し、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて特例休猟区の指定を見直す。

#### 4 鳥獣保護区の整備等

##### (1) 方針

- ① 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。
- ② 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。
- ③ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。
- ④ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。
- ⑤ 鳥獣保護管理員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査するなど、鳥獣保護区の管理の充実に努める。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の整備

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	23箇所 280枚	19箇所 200枚	9箇所 120枚	8箇所 80枚	8箇所 80枚
管理施設（ネイチャーセンター）の 整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

###### ② 利用施設の整備

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
観察路、観察舎等（ネイチャーセンター） の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				
その他の施設（鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等）の整備（県内一円）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。				

③調査、巡視等の計画

区 分		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	32 年度
巡視（県内一円） （鳥獣保護管理 員）	箇所数	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0
	人 員	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5
調 査		必要に応じて管理のための調査を実施する。				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区等の概要

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第 28 条の 2 に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

本県における主要な狩猟鳥の一つであるキジは、その捕獲数が減少の傾向を示し、生息数も減少しているものと考えられることから、その人工増殖に努める。

増殖の実施は、現在民間養殖業者を中心に安定して行われていることから、今後においても民間養殖業者を中心に行うこととする。

なお、希少鳥獣等の人工増殖については、現在、県では実施していないが、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
29 年度 ～ 33 年度	—	—	キジ	養殖業者から技術指導等の要請があった場合、現地指導等により対応する。	民間養殖業者による人工増殖計画 キジ 700 羽／年

## 2 放鳥獣

### (1) 方針

県では、昭和 40 年度からキジの放鳥を開始し、平成 2 年度からは放鳥効果が高いと言われる春にも放鳥しており、平成 16 年度までは毎年 1,000～2,000 羽放鳥していたが、平成 17 年度からは 800～900 羽、平成 21 年度からは 300～500 羽程度放鳥している（そのほかに、猟友会、市町村等でも放鳥している）。

放鳥するキジ（オス）には標識（足環）を装着し、捕獲された際に標識を回収する放鳥効果測定調査を実施し、回収した標識から放鳥年月日、放鳥場所等を確認することにより、その定着状況等を明らかにし、放鳥効果を把握する。調査の結果、著しい資源の減少が認められた場合には、狩猟自粛等の対応について検討する。

また、放鳥する個体は、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生しているときは、放鳥事業用のキジ養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

### (2) 放鳥計画

放鳥効果測定調査やキジの出合数調査等の状況に応じ、本計画の期間中においても、キジの保護と狩猟資源の確保を図るため、県では、引き続き放鳥事業を実施する。

### (3) 放獣計画

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

法第 2 条第 4 項に基づき環境省令で定める鳥獣及び国のレッドリストにおいて絶滅危惧種 I A、IB 類又は II 類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱がなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これらの種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

#### (2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるため、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じており、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護及び管理のための措置を講じる。

#### (3) 外来鳥獣等

本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥

獣とし、外来鳥獣等の新たな生息情報や被害情報等があった場合は、法及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切な管理に努める。

#### （４）指定管理鳥獣

法第 2 条第 5 項に基づき環境省令で定める鳥獣とする。

なお、県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案のうえ、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するものとする。

#### （５）一般鳥獣

上記（１）～（４）以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況などを踏まえ、必要な保護及び管理のための措置を講じる。

## 2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

### （１）許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第 9 条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しないこととする。

- ① 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑦ 愛がんのための飼養を目的としている場合
- ⑧ 法第 36 条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑨ 法第 38 条第 2 項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第 38 条の 2 の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

い。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可することとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、鳥類のうちカラス類の捕獲についてはわなを使用した捕獲を許可することとする。

使用目的	基準
ア 獣類の捕獲等の目的 (ウの場合を除く。)	(ア) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 (イ) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限る。
イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
ウ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。
エ 小型の鳥獣の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下ではこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が160センチメートル以下であること。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放

獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

また、種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

また、当該地域における鉛製弾の使用禁止について、段階的に検討する。

### 3 目的別の捕獲許可の基準

#### 3-1 学術研究を目的とする場合

##### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### ① 研究の目的及び内容

次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

エ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

##### ② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

##### ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

##### ④ 期間

1年以内

##### ⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。



⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

ア 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

イ 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系やのう農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

イ 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該装置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

### 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

⑤ 方法

可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の期間の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間  
1年以内。
- ④ 区域  
必要と認められる区域。
- ⑤ 方法  
禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下のアからエの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

## ⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

## (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

### ① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害の有無にかかわらず許可するものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

### ② 予察捕獲の基本的考え方

鳥獣による農林作物等の被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対応する。

### ③ 鳥獣の適正管理の実施

#### ア 方針

農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、農林水産担当部局や市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理など総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

#### イ 第二種特定鳥獣の被害防除対策

鳥獣のうち特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして第二種特定鳥獣としているツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについては、次のような基本的考え方の下、第二種特定鳥獣管理計画に基づき総合的な対策を推進する。

対象鳥獣名	年 度	基本的考え方
ツキノワグマ	平成 29～33 年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、被害と個体群維持のバランスを図りながら適切に対策を実施する。
ニホンジカ	平成 29～33 年度	
カモシカ	平成 29～33 年度	
イノシシ	平成 29～33 年度	

#### ウ 地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組み事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村に要請する。

#### ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

##### ア 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととする。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該鳥獣等に対して、有害鳥獣捕獲又は外来生物法の規定により適切に対処する。

##### イ 許可基準

###### (ア) 許可対象者等

㊦ 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるものとする。

㊧ 有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（㊦の許可申請者をいう。ただし、法人にあつては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第 1 種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲等ができるものとする。

i 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であつて、次に掲げる場合

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

ii 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

iii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

iv 許可申請者が法人で、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

㉞ 有害捕獲に当たっては、捕獲実施者の中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるようにするものとする。

㉟ 捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者とする。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシンおよびアライグマを捕獲する場合、及び3-3(2)④イ(ア)㉞ただし書きに掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

i 鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）に任命された者、若しくは地区猟友会長等の推薦を受けた者。

ii 捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。

iii 銃を使用しない捕獲（ツキノワグマの捕獲を除く。）を実施する場合において、当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕獲に従事しようとする者。

(イ) 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

㉞ 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

- ① 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）とする。
- ② 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行うこととする。
  - i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
  - ii 建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
  - iii 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、i～iiiは適用しない。

(ウ) 期間

- ① 有害鳥獣捕獲を実施する期間は、原則として被害が生じている時期（予察捕獲の場合を除く。）のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とする。
- ② 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避けることとする。
- ③ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間とするものとし、あわせて、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させるなど、適切に対応する。

(エ) 区域

- ① 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、この限りでない。
- ② 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。
- ③ 鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

(オ) 方法

- ① 有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある方法（銃器、網又はわな）によることとする。
- ② 空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限ることとする。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。
- ③ 法第 15 条第 1 項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこととする。

㊦ ハの禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めることとする。

㊧ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意することとする。

(カ) 鳥獣の種類別許可基準

(ア) から (オ) までに掲げるもの（以下この項において「共通許可基準」という。）のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を次のとおりとする。

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	不測の事態により人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要する場合	原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて1日単位で更新できる。(許可日を含め5日を限度とする)	銃器	
	ツキノワグマ以外の権限移譲された鳥獣	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに。ただし、別表1に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	鳥類の卵の採取等を除く。
県	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	30日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。原則として追い払いの方法により対応するものとする。
	外来鳥獣等	共通許可基準のとおりに	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣（環境大臣権限以外の鳥獣）	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	共通許可基準のとおりに	

(別表1) 捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50羽以内



### 3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲においては、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

#### (2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

#### (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6か月以内。

④ 区域

住所地と同一都道府県の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕。

#### (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30 日以内。

④ 区域

規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

禁止猟法は認めない。

(5) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

#### 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として施行規則第 19 条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第 9 条第 1 項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適性を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

#### (4) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

#### 4-2 許可権限の市町村長への委譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、3-3(2)④イ(カ)「鳥獣の種類別許可基準」に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については法令、県条例及び規則、本計画及び第二種特定鳥獣管理計画に沿って適切に事務を遂行することとする。

また、許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

#### 4-3 鳥類の飼養登録

##### (1) 方針

野生の鳥類は、本来自然のままに保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然として見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な対応に努める。

##### (2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。
- ② 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。
  - ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証（現 装着登録票）の導入以前から更新されているなどの長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。
  - イ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ③ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。
- ④ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護管理員等による定期的な巡回指導を行う。

#### 4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

##### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①、②のいずれにも該当する場合に許可することとする。

- ① 販売の目的が法第 24 条第 1 項又は法施行規則第 23 条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

##### (2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に脚環を装着させること等とする。

#### 4-5 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び猟により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る必要がある。

### 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

#### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

##### (1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第 11 次計画終了時までには 191 箇所（82,968ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

- ① 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として 10 年間とする。
- ② 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具

使用禁止区域に指定する。

- ③ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。
- ④ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まるなど本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。
- ⑤ 本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						計 (B)	
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
銃猟に伴う危険を予防 するための区域	箇所	191	箇所	36	26	17	20	16	115
	面積 ha	83,759	変動面積	23,235	3,665	8,890	3,671	3,203	42,664
わな猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	0	箇所	0	0	0	0	0	0
	面積 ha	0	変動面積	0	0	0	0	0	0

本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (D)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減*	計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**	*箇所数は新規指定の件数から 解除または期間満了の件数を 差し引いた件数。面積も同様。 **箇所数は既指定鳥獣保護区 の件数に新規指定の件数を足し、 解除又は期間満了を差し引いた件数。 面積も同様。
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (E)			
39	26	19	20	16	120	△ 5	186	
23,667	3,672	9,418	3,645	3,105	43,507	△ 843	82,916	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 「指定」には、新規指定、再指定、存続期間変更（延長）を含む。

注2 期間満了後、再指定するもの及び存続期間変更（更新）は、「指定」と「期間満了」の両方に記載している。

注3 「区域拡大」、「区域縮小」は、存続期間中に行うもの（面積は増減分）のみ記載しており、再指定の際に区域拡大又は区域縮小するものは含まない。）

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
29	盛岡市	盛岡市生出	17	29. 11. 1～ 39. 10. 31	再指定
	盛岡市	盛岡市生出第二	82		再指定
	盛岡市	盛岡市蛇沼	67		再指定
	八幡平市	八幡平市東八幡平	685		再指定
	八幡平市	八幡平市田山	58		再指定
	八幡平市	八幡平市新町	215		再指定
	葛巻町	葛巻町小苗代	22		再指定
	岩手町	岩手町大森	660		再指定
	岩手町	岩手町一方井	201		再指定
	奥州市	奥州市水沢羽田	251		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区南都田本木	432		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳供養塚蛸の手	750		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区若柳出店	106		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区小山外浦	143		再指定
	奥州市	奥州市衣川区豊巻土屋	100		再指定
	花巻市	花巻市昌歎寺	25		再指定
	花巻市	花巻市	5, 564		再指定
	花巻市	花巻市尻平川	31		再指定
	北上市	北上市	5, 117		再指定
	遠野市	遠野市福泉寺・駒木	574		再指定・縮小
	遠野市	遠野市猿ヶ石川	2923		再指定
	一関市	一関市千厩町千厩	558		再指定
	一関市	一関市藤沢町藤沢	204		再指定
	平泉町	平泉町志羅山	270		再指定・縮小
	大槌町	大槌町大槌	193		再指定
	山田町	山田町豊間根	250		再指定
	岩泉町	岩泉町小本川	250		再指定
	大船渡市	大船渡市今出山電話ケーブル	65		再指定
	大船渡市	大船渡市三陸町吉浜(仮称)	260		新規指定
	住田町	住田町下大股電話ケーブル	52		再指定
	久慈市	久慈市宇部	194		再指定
	普代村	普代村鳥居	364		再指定
	二戸市	二戸市	603		再指定
二戸市	二戸市浄法寺	480	再指定		
一戸町	一戸町奥中山高原スキー場	1205	再指定		
一戸町	一戸町一戸	264	再指定		
	H29計	36	23, 235		

銃猟に伴う危険を予防するための区域							
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考		
30	盛岡市	盛岡市旗井沢	65	30. 11. 1～ 40. 10. 31	再指定		
	奥州市	奥州市前沢合ノ沢	145		再指定		
	奥州市	奥州市胆沢ひめかゆスキー場・衣川増沢	137		再指定		
	花巻市	花巻市銭根	158		再指定		
	花巻市	花巻市石鳥谷町八重畑	151		再指定		
	一関市	一関市相川	30		再指定		
	一関市	一関市花泉町金沢	108		再指定		
	一関市	一関市花泉町涌津	26		再指定		
	一関市	一関市東山町	364		再指定		
	釜石市	釜石市日向	34		再指定		
	山田町	山田町田名部	20		再指定		
	岩泉町	岩泉町浅内	40		再指定		
	田野畑村	田野畑村尾肝要	20		再指定		
	大船渡市	盛川・大船渡湾	920		再指定		
	大船渡市	三陸町北里	176		再指定		
	大船渡市	大窪山	576		再指定		
	大船渡市	鷹生ダム	59		再指定		
	陸前高田市	陸前高田市矢作	38		再指定		
	陸前高田市	陸前高田市嶋部・気仙川	110		再指定		
	住田町	住田町世田米駅	70		再指定		
	住田町	住田町上有住土倉	35		再指定		
	洋野町	洋野町城内	12		再指定		
	洋野町	洋野町伝吉	57		再指定		
	洋野町	洋野町金ヶ沢	127		再指定		
	洋野町	洋野町水沢	155		再指定		
	二戸市	二戸市猿越峠	32				
	H30計	26	3,665				
31	八幡平市	八幡平市安比竜ヶ森	3,101	31. 11. 1～ 41. 10. 31	再指定・縮小		
	滝沢市	滝沢市柳沢	79		再指定		
	滝沢市	滝沢市一本木上郷	154		再指定		
	葛巻町	葛巻町葛巻	80		再指定		
	奥州市	奥州市前沢松ノ木沢	258		再指定		
	奥州市	岩手県林木育種場	95		再指定		
	金ヶ崎町	金ヶ崎町東部地区	2,755		再指定		
	金ヶ崎町	金ヶ崎町六原千貫石	914		再指定		
	一関市	一関市花泉町大沢田	32		再指定		
	釜石市	釜石市鶴住居	169		再指定		
	宮古市	宮古市中川井	14		再指定		
	田野畑村	田野畑村長嶺	110		再指定		
	田野畑村	田野畑村浜岩泉	200		再指定		
	大船渡市	大船渡綾里電話ケーブル	43		再指定		
	大船渡市	越喜来吉浜電話ケーブル	26		再指定		
	大船渡市	長岩鉦山	824				
	住田町	大船渡住田電話ケーブル	36		再指定		
		H31計	17		8,890		



銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
32	八幡平市	八幡平市平笠	351	32. 11. 1～ 42. 10. 31	再指定
	雫石町	雫石町長山	656		再指定
	葛巻町	葛巻町寺田	45		再指定
	矢巾町	矢巾町中央	448		再指定・拡大
	矢巾町	矢巾町流通センター	257		再指定・拡大
	奥州市	水沢測地観測所	46		再指定
	奥州市	奥州市国見平スキー場	210		再指定
	奥州市	奥州市江刺柏木沢	103		再指定
	奥州市	奥州市江刺宿ノ平・根木町	399		再指定
	花巻市	花巻市東和町土沢	400		再指定
	花巻市	花巻市東和町向田瀬	213		再指定
	遠野市	遠野市山喜	24		再指定
	一関市	一関市藤沢町相川ダム	19		再指定
	一関市	一関市藤沢町金越沢ダム	33		再指定
	一関市	一関市藤沢町千松ダム	7		再指定
	山田町	山田町四十八坂	250		再指定
	岩泉町	岩泉町岩泉	16		再指定
	大船渡市	三陸町綾里川ダム	8		再指定
	軽米町	軽米町山内	135		再指定
	軽米町	軽米町小軽米	51		再指定
	H32計	20	3,671		
33	盛岡市	盛岡市大ヶ生	18	33. 11. 1～ 43. 10. 31	再指定
	八幡平市	八幡平市松尾普請場	51		再指定
	紫波町	紫波町中央	1,140		再指定
	紫波町	紫波町長岡	36		再指定
	紫波町	紫波町水分	82		再指定
	紫波町	紫波町赤沢	79		再指定
	紫波町	紫波町彦部	148		再指定
	紫波町	紫波町中屋敷	529		再指定
	紫波町	紫波町飯豊田	61		再指定
	奥州市	奥州市胆沢小山一の台	60		再指定
	奥州市	奥州市胆沢若柳中横沢原	75		再指定
	一関市	一関市花泉町悪法師	22		再指定
	宮古市	宮古市小国	105		再指定
	山田町	山田町柳沢関谷	80		再指定
	野田村	野田村城内	636		再指定・拡大
	九戸村	九戸村江刺家	81		再指定
	H33計	16	3,203		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

## 3 猟区の設定のための指導

### (1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。計画期間内において新規設定する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請などを踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成等に努める。

### (2) 設定指導の方法

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

## 4 指定猟法禁止区域

### (1) 方針

#### ① 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計1,827ha））について、平成12年度に鉛散弾規制地域に指定していたが、平成17年度からこれらの3箇所を指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

#### ② 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しないこととする。

#### ③ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて条件を付すこととする。

### (2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行うなど、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

## 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

本県において、本計画の期間中に、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、当該鳥獣を対象に、第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討するものとする。

### 2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

#### (1) 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることを目的としている。

#### (2) 計画の作成方針

本県においては、次の第二種特定鳥獣について第二種鳥獣特定管理計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた管理の目標を設定する。

なお、これ以外の鳥獣で人とのあつれきが顕著となり、本計画の期間中に総合的な管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての第二種特定鳥獣管理計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成 29 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	地域個体群の適正な管理と捕獲の強化による農林業被害の軽減。	ニホンジカ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 29～ 33 年度	全県
平成 29 年度	生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制	イノシシ	平成 29～ 33 年度	全県

#### (3) 計画の作成・見直し

第二種特定鳥獣管理計画の作成は、法第 7 条の 2 に基づくほか必要な検討・評価を行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び管理事業の設定を行う。

また、第二種特定鳥獣管理計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や管理事業の効果・妥当性につ

いての評価を行い、その結果を踏まえ第二種特定鳥獣管理計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて見直しを行う。

#### (4) 管理事業

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努めるなど、関係機関と連携して効果的な管理事業に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成するとともに、ツキノワグマについては必要に応じて地区保護管理協議会において地区ごとの実施計画を作成する。

## 第七 鳥獣の生息状況等の調査に関する事項

### 1 方針

鳥獣の生息実態や被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、野生鳥獣情報システム（WIS）や地理情報システム（GIS）などを活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からの DNA 解析を活用した、より精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

### 2 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、必要な対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用するなど、情報収集の充実を図る。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

保護対策が重視される種（イヌワシなど希少猛禽類等）や、近年被害が拡大傾向にある種（カモシカ、ニホンザル等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

特にニホンザル・イノシシについては、本計画の期間内において、県内全域を対象とし年間を通じて生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付けない集落の環境整備の指導普及などの対策を行う。

#### (3) 希少鳥獣等調査

過去（第 6 次～第 8 次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲

げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備など必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴するなどして、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに役立てる。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	29 ～ 33	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における利用形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通年

(参考) 野生鳥獣保護調査の実績

第1期調査(昭和62～平成元年度) ツキノワグマ生息実態調査

第2期調査(平成2～4年度) 特殊鳥類生息実態調査

第3期調査(平成5～6年度) 小型ワシタカ類生息実態調査

第4期調査(平成7～8年度) フクロウ科生息実態調査

第5期調査(平成8～10年度) イヌワシ生息状況調査

第6期調査(平成10～12年度) ツキノワグマ保護管理対策調査

#### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

##### ① 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体やボランティア等の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

##### ② 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	備考
渡来地全域	29～33	県内全域において、1月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	29～33	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

#### (5) 狩猟鳥獣生息調査

##### ① 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

##### ② 狩猟鳥獣生息調査

###### ア 調査の概要

狩猟鳥獣(特定鳥獣を除く。)について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者(以下「狩

猟者等」という。)からの捕獲報告及び個体の回収などにより生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

イ 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	29～33	出合い数、出合い場所など	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	29～33	捕獲日、捕獲場所、捕獲数など	狩猟者等からの捕獲報告	通年

③ 狩猟実態調査

ア 調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

イ 調査計画

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
狩猟鳥獣全種	29～33	捕獲鳥獣の種類別数、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者からの捕獲報告	約2,500人/年

(6) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

① 方針

第二種特定鳥獣については、科学的・計画的な管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な管理対策を講じる。

② 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ツキノワグマ	29～33	ツキノワグマ及びニホンジカについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故など生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカ程ではないものの農林産物への食害が確認されている。 これらの課題に対応するため、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の管理施策に反映させる。
ニホンジカ	29～33	
カモシカ	29～33	
イノシシ	29～33	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、鳥獣の保

護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に配慮しながら実施する。

#### (2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

#### (3) 制度運用の概況情報

県は、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に情報提供する。

### 4 新たな技術の研究開発等

#### (1) 捕獲や調査等に係る技術

銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発の導入や、わな猟について、新しい猟法の技術開発、及び、錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの導入等、これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の活用及びそのリスク評価を進める。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める。

#### (2) 被害防除対策に係る技術

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術の導入に努める。

#### (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術の導入に努める。

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局等保健福祉環境部に必要人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護管理事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2) 配置計画

区 分	現 況 人			計 画 終 了 時 人			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 (野生生物担当)	5	0	5	5	0	5	野生生物担当5人 ・野生生物の保護及び管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】(保健福祉環境部)	10	0	10	10	0	10	広域振興局等保健福祉環境部 9人 シカ対策員 1人 ・野生生物の保護及び管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定(広域振興局)

(3) 研修計画

行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修等に職員を派遣し、専門的知識の向上を図る。特に、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境調査研修所	5月頃	1回	全国	1人	野生生物行政の専門的知識の習得	
広域振興局等担当者会議(研修会)	県	4月頃、随時	2回	全県	11人	鳥獣保護管理行政の基礎的知識の習得	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	3回程度	全国	3人	第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理に係る専門的知識の習得	

## 2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護管理事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の更なる進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護管理員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護管理員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保





### <研修計画>

名 称	主 催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県 （（公社）岩手県猟友会に委託）	6月～12月頃	3回	全県	80人／年	鳥獣保護管理行政の専門的知識の習得	
野生鳥獣保護管理研修会（市町村）	県	随時	1回	全県	35人	野生鳥獣の保護及び管理に関する基礎的知識の習得	必要に応じて開催

#### （3）狩猟者の育成及び確保のための対策

鳥獣の保護及び管理の現場を支えている狩猟者数（狩猟免許所持者数）は、平成24年度には県内で延べ2,495人であったが、平成27年度には延べ2,810人と、延べ315人（12.6%）増加している。

しかし、今後狩猟者の減少及び高齢化の進行により、狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲の業務等にも支障が生じることが危惧されているため、県猟友会等の協力を得ながら、本県の実状などを踏まえ、鳥獣捕獲従事者養成事業や狩猟免許試験の休日開催を継続するなど、狩猟者の確保及び育成のための対策を講じる。

#### （4）認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための支援をする。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

## 4 鳥獣保護管理センター等の設置

### （1）鳥獣保護センター

#### ① 方針

鳥獣保護センター（昭和46年度に設置。平成13年度、平成22～23年度に一部改築等実施）においては、平成27年度は110羽頭の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点として位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記の役割を担う。

ア 指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。

イ 積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等に関する意識啓発を行う。

ウ 野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

② 鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要・内容	利用の方針	備考
岩手県 鳥獣保護 センター	H13（一部 改築）  H22~23 （一部改 築）	滝沢市砂込 （滝沢市砂込鳥獣 保護区内）	4.3ha （敷地）	1 管理棟 2 飼育棟 3 鳥類飼育舎 4 放飼場 5 池	幼傷病鳥獣の 二次救護及び 野生復帰 情報発信、普 及啓発 調査研究への 協力	

(2) 環境保健研究センター

① 方針

環境保健研究センターは、本県が目指す「環境首都」にかかわる行政推進の科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されたが、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

② 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間(年度)
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護及び管理の方法を研究	29~33
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護の方法を研究	29~33

5 取締り

(1) 方針

狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護管理員、保護団体、狩猟者団体等との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期には、巡回を強化する。

また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、狩猟者の資質の向上に努める。

なお、狩猟違反者の処分については、迅速かつ適正に処分を行うよう配慮する。

(2) 年間計画

取 締 り 事 項	実 施 時 期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・ 狩 猟 取 締 り									←	→		
・ 違 法 捕 獲 取 締 り	←	→										
・ 違 法 飼 養 取 締 り	←	→										

6 必要な財源の確保

平成 16 年度の地方税法の改正により鳥獣保護管理事業の財源として狩猟税（目的税）が創設されたが、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

鳥獣を含む野生生物は、生態系、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要がある、その地域に本来生息する種を普通に見ることができるような状況を維持できるよう、きめ細やかな配慮が必要となっている。

岩手県野生生物目録（平成13年3月）によれば、県内には、鳥類341種、獣類75種の計416種の鳥獣が生息しているとされているなど、本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有している。しかし、生息環境の悪化などに伴い、種によっては生息数の減少等が懸念されている一方、ツキノワグマやニホンジカなどによる農林業被害や人身被害が恒常的に発生しているほか、地域によっては高山帯における植生の被害等も発生している。これは、特定の野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大したことだけが原因ではなく、例えば耕作放棄地の増加や山林の手入れが進まなくなったことなど、人間の行為に起因する生活環境の変化も原因になっていると考えられる。

また、生物多様性の保全に貢献する観点から、傷病鳥獣の救護要請等に対する適切な対応が求められているほか、県内に生息する鳥獣の生息状況等の把握が必要とされている。

さらに、鳥獣の適切な保護及び管理を進めるうえで、狩猟の果たす役割は大きい、県内の狩猟者の減少及び高齢化の進行が危惧されており、担い手の確保が求められている。

## 2 計画作成の趣旨

このような現状と課題を踏まえ、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、下記の事項を重点事項として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき第12次鳥獣保護管理事業計画を作成する。

なお、野生鳥獣の生息数増加に伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活との衝突が大きくなっているため、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する。

- (1) 本県に生息する鳥獣について、生息状況や被害状況等を踏まえて、地域住民等の理解と協力の下、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣保護区等の指定や生息環境の保全など、適切な保護管理事業を計画的に推進する。
- (2) ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ及びイノシシについて、地域個体群の安定的な維持と人身被害や農林業被害等の抑制等を図るため、法第7条の2の規定に基づき第二種特定鳥獣管理計画を作成し、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に実施する。
- (3) 絶滅のおそれのある希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣（以下「希少鳥獣等」という。）について、その保護の重要性に鑑みて関係機関等との連携を図りながら、保護対策の充実を図る。
- (4) 岩手県鳥獣保護センター（以下「鳥獣保護センター」という。）について、傷病鳥獣の二次救護の拠点として位置付け、一次救護を行う指定獣医師やボランティア等と連携した効果的な活動を展開する。
- (5) 岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）を中心として、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態等を的確に把握するため、科学的知見に基づいた調査を実施するとともに、生息数のより精度の高い推定方法の開発等を進める。
- (6) 鳥獣の適切な保護及び管理を進めるうえで、担い手となる狩猟者の果たす役割が大きいことから、その確保や育成に努めるとともに、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員の適切な配置、資質の向上を図る。また、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用を検討するものとする。
- (7) 一部の野生鳥獣の生息数増加などに伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活とのあつれきが大きくなっていることから、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。
- (8) 鳥獣による生活環境や農林水産物の被害を軽減させるため、鳥獣の生息数管理と共に耕作地周辺で鳥獣被害対策を行って鳥獣を寄せ付けない農地を作る、造林地で間伐や下草刈り等を行うことで山林を整備するとともに鳥獣が生息できる環境を作る等、人間側の対応も併せて実施するよう、農林漁業者や市町村等の関係者と協働する。

## 3 狩猟の適正化

### (1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、法第12条第2項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じている。また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、ニホンジカによる農業被害が恒常的に発生していることから、禁止措置の解除につ

いて検討する。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

鳥獣名	禁止又は狩猟期間の延長等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年1月16日から 2月15日まで捕獲禁止 (昭和42年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成29年11月15日から 平成34年3月31日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和30年から継続)	県内一円	昭和30年12月6日から 無期限 ※禁止の解除を検討する。
	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長		平成29年11月1日から 平成34年3月31日まで
イノシシ	毎年2月16日から3月31日まで 及び11月1日から同月14日まで 狩猟期間の延長	県内一円	平成29年11月1日から 平成34年3月31日まで

## (2) 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、法第12条第3項として、対象狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことができる制度（入猟者承認制度）が制定されている。

この制度は、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の保護及び管理の一環として行うことで、当該狩猟鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理がより効果的に推進される制度とされていることから、今後、必要と認められるときは、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の実施と併せて活用努める。

## 4 傷病鳥獣救護への対応

### (1) 方針

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成12年度から（社）岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護（応急治療）体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その確保に努める。

傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターについては、本計画の期間中においても、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

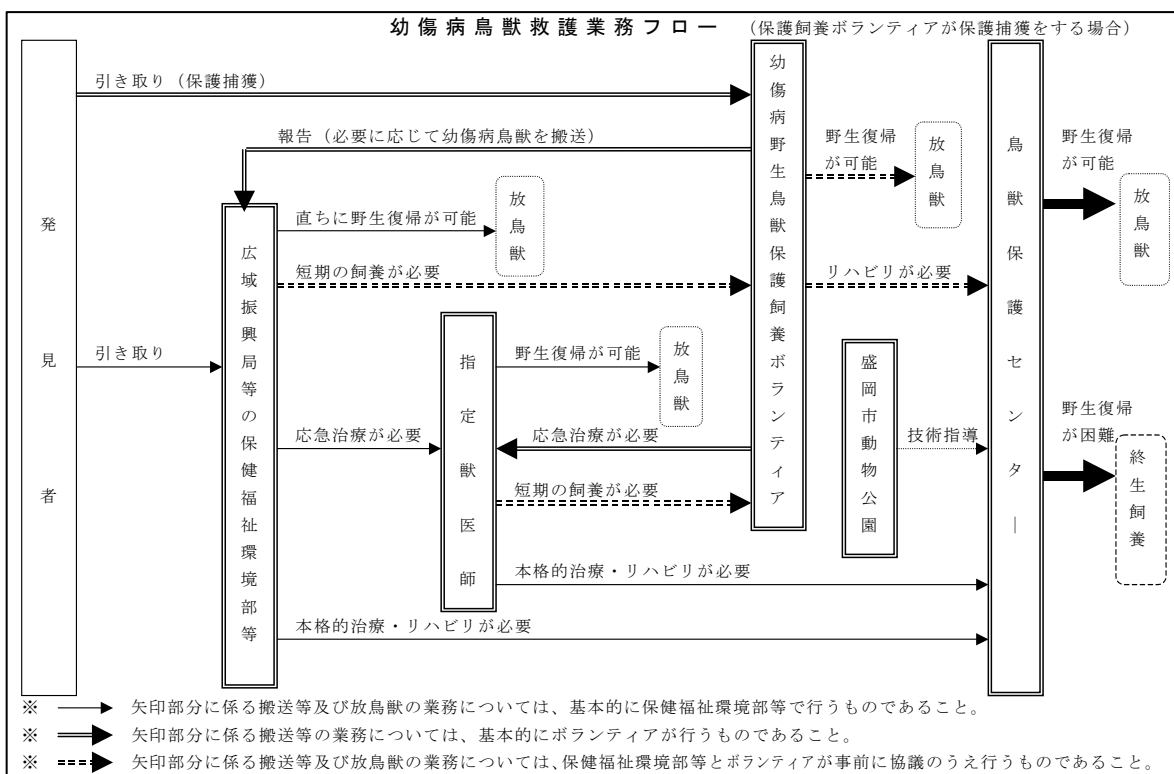
また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成 17 年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護（指定獣医師）、二次救護（鳥獣保護センター）、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

傷病鳥獣の救護する際は、救護の目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。

## (2) 地域個体群保全への貢献

傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力することを目的とした活動にも取り組んでいく。



## (3) 救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成 18 年 4 月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないものなど、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

## (4) 感染症対策

鳥獣保護センターに救護個体を収容するときは、必要に応じて感染症の有無を把握するとともに、二次感染の防止に留意する。

## (5) 放野

救護個体の傷病が治癒したことを確認したときは、原則として発見救護された場所で野生復帰させることとし、それが不適當又は困難な場合は、遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場

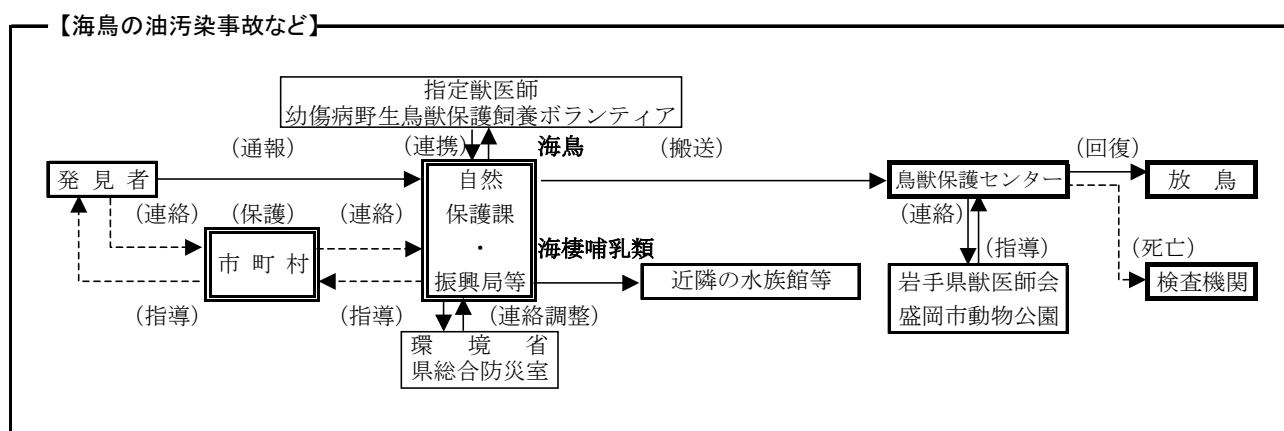
所を選定する。

なお、野生復帰が不可能又は鳥獣の管理を行う必要があり野生復帰させることが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

## 5 油等による汚染に伴う水鳥の救護

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に、毎年度、職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



## 6 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合は、関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するとともに県民への的確な情報提供に努める。

また、野鳥の集団死亡が発生した場合は、高病原性鳥インフルエンザの可能性も含め原因の究明に努める。

なお、関係部局と連携して、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況の把握に努める。

## 7 普及啓発

### (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

#### ①方針

県民の鳥獣に対する理解と認識を深めることが必要であることから、県等において各種の普及啓発活動等を推進する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。





(4) 野鳥観察の森の活用

平成元年度に滝沢森林公園（面積 60ha）の敷地内に野鳥観察の森（16.58ha）が整備されており、その中心的な区域に野鳥観察施設（ネイチャーセンター）が整備されている。

野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名 称	整備年度	施設の所在地	面 積	施設等の概要	利 用 の 方 針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター))	H 元	滝沢市砂込 (滝沢鳥獣保護 区内)	16.58ha	1 ネイチャーセンター 2 自然観察路 3 野鳥観察舎 4 案内板 5 展示備品 6 普及パンフレット等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(6) 小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

- ① 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会等への積極的な参加がなされるよう誘導する。
- ② 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。
- ③ 環境保全活動など取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

8 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。

## 第 5 次シカ管理計画の変更について

### 1 計画の名称

第 5 次シカ管理計画

### 2 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

### 3 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づき、県が、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の生息数が著しく増加し、その生息地の範囲が拡大していることから、シカの管理を図るために特に必要があると認め、個体数管理や被害防除対策等について定めた計画です。

計画には、特定鳥獣の管理が行われるべき区域や生息数の適正水準、管理の目標等に関する事項を定めています。

### 4 変更内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限が解除されたことから、これまで県によるシカの捕獲数の制限を解除していた規定を削除する。

### 5 変更後の計画の施行日

平成 29 年 10 月

### 6 その他

- (1) 平成 29 年 8 月 3 日（木）から同年 9 月 4 日（月）までパブリックコメントを実施しましたが、意見は出されませんでした。
- (2) 変更案について、法第 7 条第 3 項の規定により利害関係人から意見聴取及び関係地方公共団体と協議をしたところ、全ての団体等から賛成との意見が出されました。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令について  
(平成 29 年 6 月 15 日公布：環境省令第 17 号)

平成 29 年 6 月  
環境省自然環境局

## 1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 3 条の環境大臣が策定する鳥獣の保護及び管理をを図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)について、同指針の 5 年ごとの見直しに当たり、法の規制の対象となる鳥獣の見直しを行うこととしている。

今般、平成 28 年 10 月に基本指針を見直したことを受け、法第 2 条第 7 項に定める狩猟鳥獣の指定の解除及び法第 12 条に定める対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。)の所要の見直しを行うこととしたもの。

## 2. 概要

別紙のとおり、以下の内容に係る規則改正を行う。

- ・ 狩猟鳥獣<sup>\*1</sup>の指定の見直し(規則第 3 条、別表第 2)
- ・ 対象狩猟鳥獣<sup>\*2</sup>の捕獲等の禁止の見直し(規則第 10 条第 1 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し(規則第 10 条第 2 項)
- ・ 対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し(規則第 10 条第 3 項第 12 号)

(※1) 狩猟鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。)の対象となる鳥獣(鳥類のひなを除く。)であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう(法第 2 条第 7 項)。

(※2) 対象狩猟鳥獣とは、狩猟鳥獣(鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひなを含む。)をいう(法第 11 条第 2 項)。

## 3. 施行日

平成 29 年 9 月 15 日

(別紙：改正概要)

○狩猟鳥獣の指定の見直し（規則第3条、別表第2）

- ・長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別することが可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となる。

現行	改正案
・ <u>チョウセンイタチ（オスに限る）</u>	・ <u>チョウセンイタチ</u>

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

- ・現行において、捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、九州地方のツキノワグマを除き捕獲等を禁止する期間を延長する。
- ・九州地方のツキノワグマは絶滅したと評価されているため、捕獲等を禁止する区域から九州地方を削除する。
- ・チョウセンイタチのうち、長崎県対馬市の個体群については、環境省レッドリストではNT（準絶滅危惧）、長崎県レッドリストではLP（絶滅のおそれのある地域個体群）とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

- ①ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。）について捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）	・禁止する区域は全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。）
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ②ヒヨドリについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県	・禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

- ③ツキノワグマについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 <u>長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</u>	・禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
・禁止期間は <u>平成24年9月15日から平成29年9月14日</u>	・禁止期間は <u>平成29年9月15日から平成34年9月14日</u>

④シマリスについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ 禁止する区域は北海道	・ 禁止する区域は北海道
・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

⑤チョウセンイタチについて捕獲等の禁止

現行	改正案
・ (なし)	・ 禁止する区域は長崎県対馬市
・ (なし)	・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）

- ・ 現行において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

現行	改正案
・ 捕獲等の数の一日当たりの上限は一頭	・ (削除)

○対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

- ・ 現行において、禁止する猟法としている弓矢について、クロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

現行	改正案
・ <u>弓矢</u> を使用する方法	・ <u>矢</u> を使用する方法

新旧対照表（変更箇所は下線で表示（以下同じ。））

現 行	変更後
<p style="text-align: center;">第5次シカ管理計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 管理の実施</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 個体数管理</p> <p>    ① 狩猟による捕獲の促進</p> <p>        ア 狩猟期間の延長</p> <p>            [略]</p> <p>            <u>イ 捕獲数制限の解除</u></p> <p>                <u>1日1人当たりの捕獲数の上限を定めないこととする。</u></p> <p>            <u>ウ シカ肉の放射性物質検査実施</u></p> <p>                [略]</p> <p>        ②・③ [略]</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第5次シカ管理計画</p> <p style="text-align: center;"><u>（平成29年〇月〇日変更）</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 管理の実施</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 個体数管理</p> <p>    ① 狩猟による捕獲の促進</p> <p>        ア 狩猟期間の延長</p> <p>            [略]</p> <p>            [削除]</p> <p>            <u>イ シカ肉の放射性物質検査実施</u></p> <p>                [略]</p> <p>        ②・③ [略]</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>7 [略]</p>

# 第5次シカ管理計画

(平成29年 月 日変更)

平成29年3月

岩 手 県



1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
(3)	シカに関する現状	2
①	生息状況	2
②	捕獲状況	3
③	被害状況	4
④	狩猟者の動向	6
(4)	第4次計画における取組の検証	7
①	個体数の低減	7
②	生息状況の把握	7
2	管理すべき鳥獣の種類	7
3	計画の期間等	8
(1)	計画の期間	8
(2)	計画の見直し	8
4	対象地域	8
5	管理の目標	8
(1)	基本目標	8
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
6	管理の実施	9
(1)	地域区分	9
(2)	各地域区分の対策目標等	9
(3)	個体数管理	10
(4)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	11
(5)	被害防除対策	11
(6)	生息環境管理	12
(7)	モニタリング調査	12
(8)	精度の高い個体数推定手法の検討	13
7	管理のために必要な事項	13
(1)	各機関の果たす役割	13
(2)	普及啓発	13
(3)	人材の確保育成	14
(4)	他県との連携	14

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画策定の目的

本県に生息するシカについて、地域個体群の存続には配慮しながら捕獲を積極的に推進し、農林業被害等の低減を図り、本県のシカ生息数を適正な水準まで減少させることを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

① 五葉山地域（大船渡市、陸前高田市、住田町及び釜石市。以下同じ。）のシカは、明治時代から昭和初期にかけての乱獲により著しく生息数が減少したため、県では関係機関と連携し、捕獲禁止をはじめとする各種の保護施策を実施した。

その結果、生息数が回復、更には増加に転じたため、昭和 60 年代から農林産物への被害が社会問題化し、増加した地域個体群による自然植生などの生態系への影響も懸念されるようになってきた。

② このような状況を踏まえ、県では副知事を委員長とするシカ対策委員会（平成 2 年）や学識委員によるシカ保護管理検討会（平成 6 年）を設置し、総合的な対策に取り組んできた。

平成 12 年には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画「五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 12 年 11 月～平成 14 年 3 月、計画対象地域は 5 市町）を策定し、保護管理対策を強化してきた結果、農林業被害額は平成 5 年度の 6 億 7 千 5 百万円をピークに、その後減少してきた。

③ 一方、シカの生息域は五葉山地域からその周辺に拡大していたことから、平成 14 年に計画対象地域 15 市町村に拡大した「第二次五葉山地域のシカ保護管理計画」（計画期間：平成 14 年 11 月～平成 19 年 3 月、以下「第 2 次計画」という。）を策定し、各種保護管理対策に取り組んできたが、適正生息数を上回る頭数が生息していることや農業被害が増加傾向を示していること、第 2 次計画の対象区域外でもシカの生息が確認されていることから、平成 19 年に計画対象地域を全県に拡大した「第 3 次シカ保護管理計画」（計画期間平成 19 年 11 月～平成 25 年 3 月、以下「第 3 次計画」という。）を作成し、各種保護管理施策に取り組んできた。

※第 3 次計画の計画期間は、当初、平成 24 年 3 月までであったが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、次期計画策定に係る生息状況調査等の延期が余儀なくされたことから、計画期間を 1 年間延長し、平成 25 年 3 月までとしたものである。

④ 平成 25 年 3 月に五葉山地域における生息数調査を実施した結果、生息数が増加しており、また、生息域の全県域への拡大に伴い、農業被害も増加拡大していることから、引き続き保護管理事業を推進するため「第 4 次シカ保護管理計画」を作成した。

⑤ 平成 27 年 5 月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）が施行されたことに伴い、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、「第 4 次シカ管理計画」に変更した。

⑥ 平成 27 年度には、国が公表した岩手県内における平成 24 年度末時点のシカの推定個体数は約 4 万頭（中央値）とされた。この推定個体数と繁殖率を考慮したうえで、シカの捕獲強化等の管理事業を推進し、早急な農林業被害の減少とシカの生息数減少を目標とした「第 5 次シカ管理計画」を作成するものである。

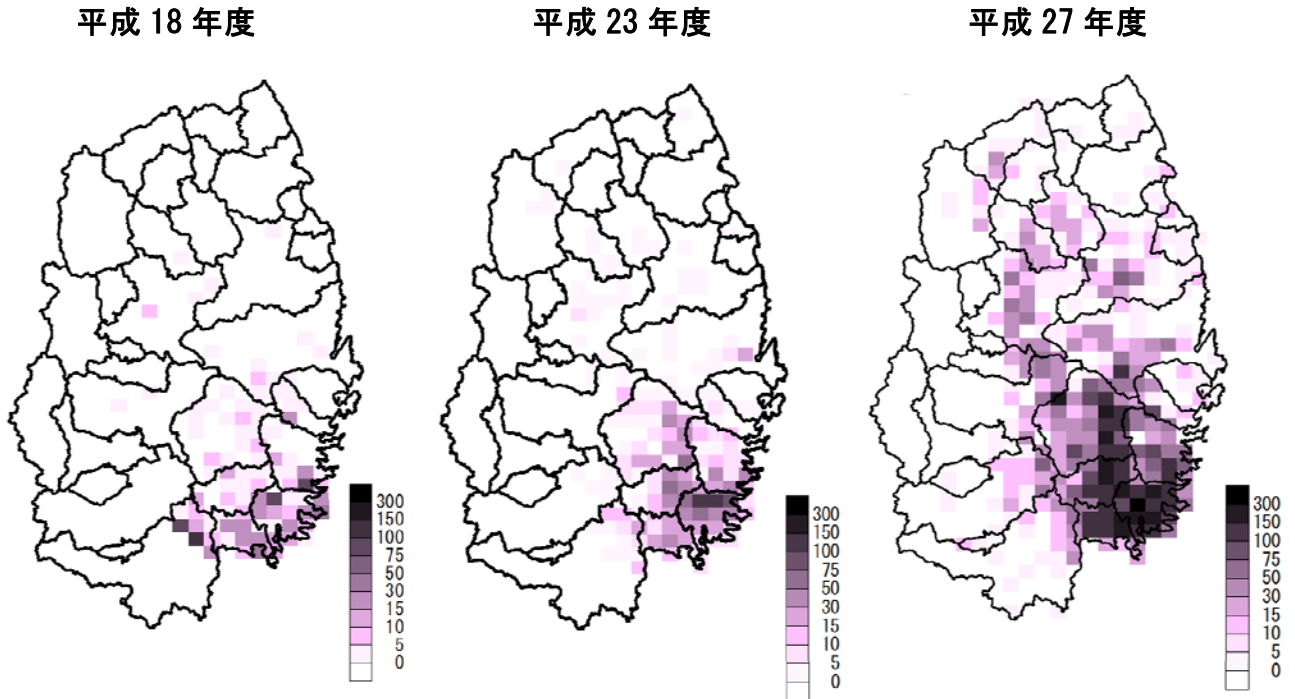
(3) シカに関する現状

① 生息状況

ア 生息分布

シカの捕獲情報によると、秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内のほぼ全域で捕獲されていることから、ほぼ県内全域に生息している状況である。【図1】

【図1】シカ捕獲位置図

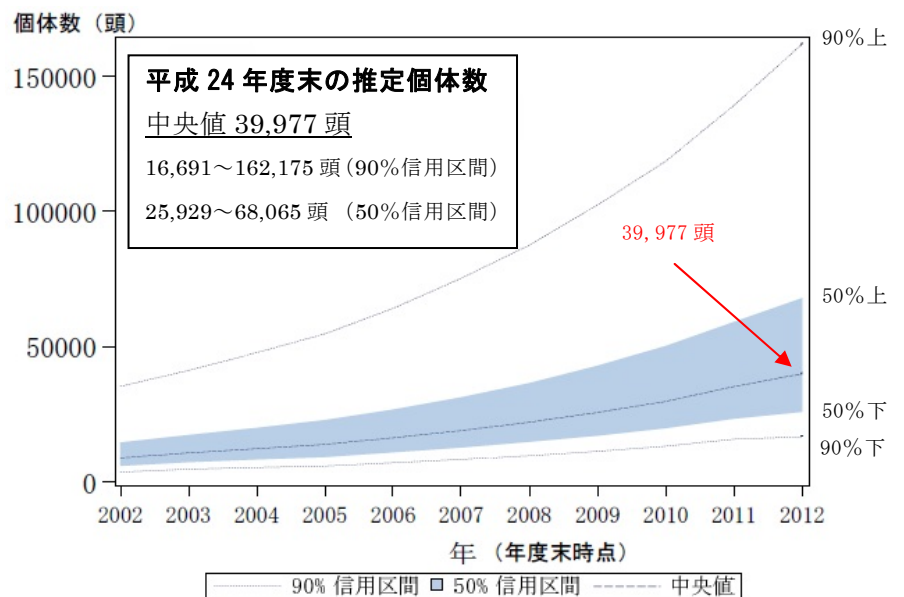


イ 生息数

平成27年に環境省が公表した階層ベイズモデル※による平成24年度末のシカ推定個体数結果では、県内におけるシカは約4万頭（中央値）と推定されている【図2】。

※生息状況や捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮したうえで、個体数と自然増加率を推定する方法。

【図2】岩手県内におけるシカ推定個体数



(環境省 ニホンジカの個体数推定の結果)

【参考】五葉山地区におけるシカ生息数調査結果

(単位：頭)

調査年月	平成 5 年 3 月	平成 9 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 19 年 3 月	平成 25 年 3 月
推定生息数	8,500 (最尤法推定値)	7,800～9,200	7,700～8,800	5,000～7,100	7,400～11,100

五葉山地域の周辺地域において、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施した。

しかし、これら推定値の算出にかかる従前の個体数推定手法は、推定値が過小評価されていたことが推察されている。

② 捕獲状況

平成 10 年度以降のシカの捕獲状況は、【図 3】のとおりである。

五葉山地域とそれ以外の区域（侵出抑制地区）に区分し、五葉山地域については個体数管理をおこなってきた。

五葉山地域においては、第 2 次計画期間中は平均捕獲頭数 1,041 頭に対し、第 3 次計画期間中は約 1,563 頭と第 2 次計画期間中を上回る頭数が捕獲された。

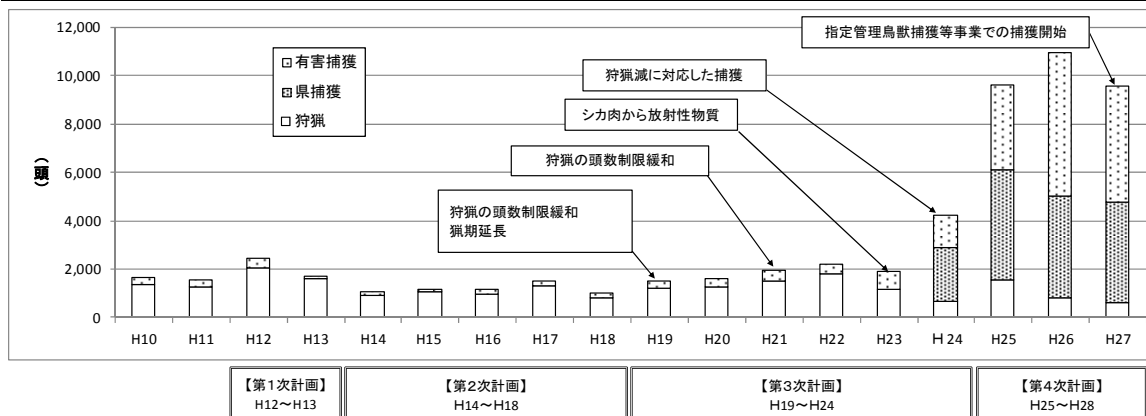
侵出抑制地区については、年々捕獲数が増加しており、平成 10 年度の 9 頭に対し、平成 24 年度は 1,483 頭捕獲されている。

平成 23 年 3 月の原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されており、平成 23 年度は狩猟による捕獲頭数が減少している。

平成 24 年 7 月に全県を対象としたシカ肉の出荷制限指示があり、狩猟による捕獲頭数の更なる減少が見込まれたことから、平成 24 年度以降は、県による捕獲を実施し捕獲の強化に取り組んでいる。その結果、狩猟、有害鳥獣捕獲及び県事業による捕獲を合わせて平成 25 年度以降、概ね年間 1 万頭程度の捕獲数で推移している。

【図3】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

区 分		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考	
五葉山地域	狩猟	1,339	1,270	2,021	1,584	825	947	792	1,102	707	1,007	1,051	1,231	1,137	857	309					
	県捕獲															1,758					
	有害捕獲	300	290	417	95	160	136	187	173	178	228	204	258	207	466	690					
	計	1,639	1,560	2,438	1,679	985	1,083	979	1,275	885	1,235	1,255	1,489	1,344	1,323	2,757					
侵出抑制地区	狩猟	9	2	21	24	73	90	176	213	87	184	224	290	660	303	352					
	県捕獲															480					
	有害捕獲	0	0	3	5	3	9	6	19	56	60	104	159	169	277	651					
	計	9	2	24	29	76	99	182	232	143	244	328	449	829	560	1,483					
北上高地南部	狩猟																1,356	727	552		
	県捕獲																4,406	3,837	3,624		
	有害捕獲																3,266	5,612	4,469		
	計																9,028	10,176	8,645		
北上高地北部	狩猟																185	86	75		
	県捕獲																140	321	405		
	有害捕獲																241	299	311		
	計																566	706	791		
奥羽山脈	狩猟																	5	3	2	
	県捕獲																	10	24	81	
	有害捕獲																	10	10	26	
	計																	25	37	109	
合計	狩猟	1,348	1,272	2,042	1,608	898	1,037	968	1,315	794	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160	661	1,546	816	629		
	県捕獲															2,238	4,556	4,182	4,110		
	有害捕獲	300	290	420	100	163	145	193	192	234	288	308	417	376	743	1,341	3,517	5,921	4,806		
	合計	1,648	1,562	2,462	1,708	1,061	1,182	1,161	1,507	1,028	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903	4,240	9,619	10,919	9,545		



③ 被害状況等

ア 林業被害

シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツなどの造林木の芽や葉及び原木しいたいけの食害である。被害額は平成5年度の6億5,300万円（実損面積：547ha）をピークに、その後は減少が進み、平成11年から平成22年までは1,000万円から4,000万円で推移した。平成23年度以降は、さらに減少し188万円から734万円で推移し、平成27年度は87万円となっている【図4】。これは新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林（Ⅰ・Ⅱ齢級林、10年生以下の幼木）が減少していることなどが要因の一つと考えられる。

林業被害防止対策として、補助事業を活用した侵入防止柵の設置や忌避剤の散布が実施されており、被害額は減少傾向であるものの、被害発生市町村は増加傾向にあり、引き続き被害防止に向けた対策が必要である。【図5】

イ 農業被害

シカによる農業被害は、水稻、野菜、飼料作物及び豆類などの食害である。被害額は昭和63年度から平成4年度まで5,000万円前後で推移し、その後800万円から2,000万円程度まで減少した。平成14年以降増加傾向を示し、平成20年度以降は15,000万円前

後で推移していたが、平成 24 年度は 2 億 8,200 万円、平成 25 年度は 2 億 9,000 万円と急激に増加したものの、平成 26 年度には減少に転じ、平成 27 年度は 2 億 1,700 万円となっている【図 4】。

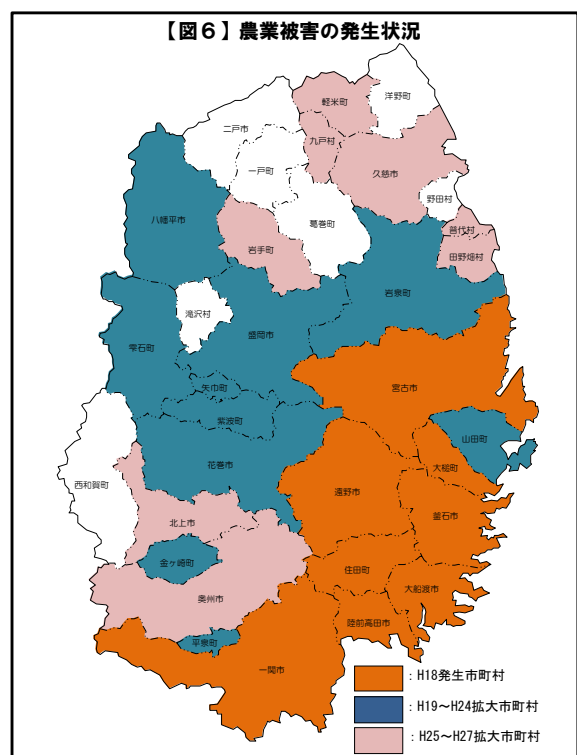
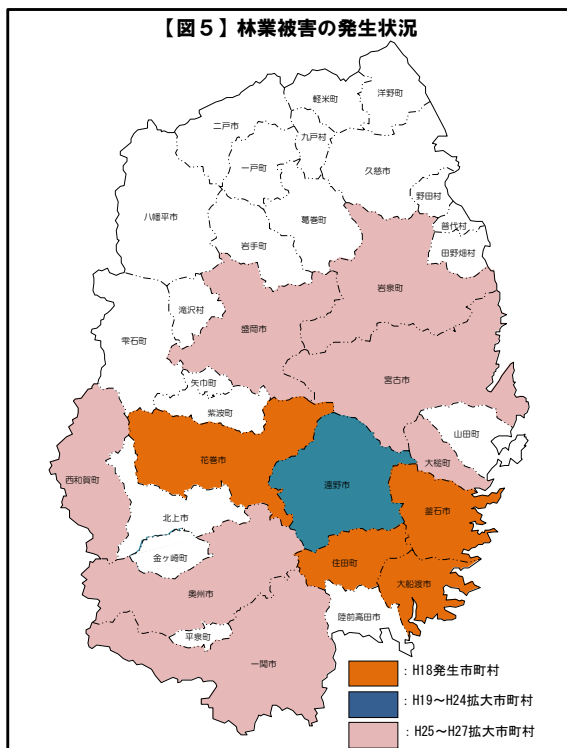
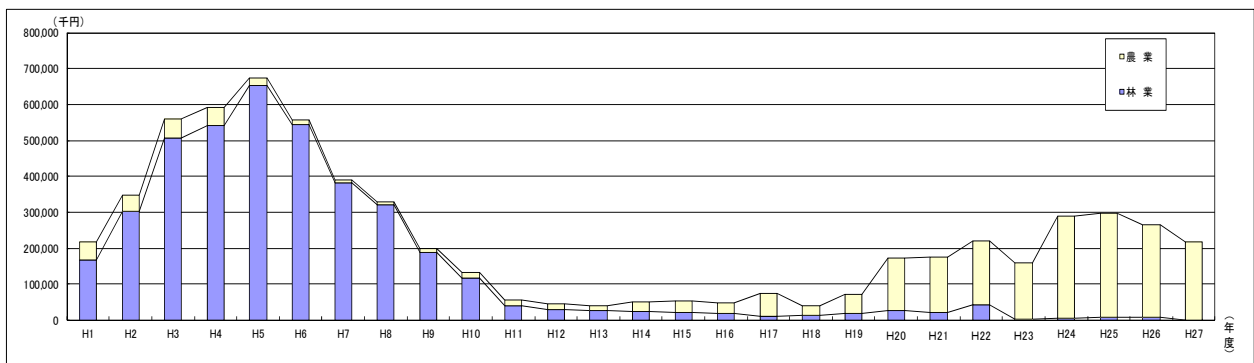
また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している【図 6】。

農業被害対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」とする。）が平成 19 年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画により、侵入防止柵の設置などの被害防止対策を実施している。

【図 4】 シカによる農林業被害の推移

(単位:千円)

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
林業	166,747	301,965	506,903	541,557	652,884	543,916	381,632	320,657	189,138	117,338	40,434	29,957	25,327	24,005	21,385	19,107	9,165	13,366	19,004	24,929	19,914	42,487	1,881	5,773	6,303	7,340	870	
農業	49,354	46,162	52,754	51,077	22,233	14,146	7,816	8,175	9,527	14,582	15,301	14,435	12,803	26,393	32,270	27,296	64,582	26,290	51,020	148,274	153,927	177,304	156,515	282,620	291,282	256,467	217,206	
合計	216,101	348,147	559,657	592,634	675,117	558,062	389,448	328,832	198,665	131,920	55,735	44,392	38,130	50,398	53,655	46,403	73,747	39,656	70,024	173,203	173,841	219,791	158,396	288,393	297,585	263,807	218,076	



## ウ 自然植生への影響

早池峰山の周辺地域等において、シカの生息数が増加しており、早池峰山の高山植物等に食痕が確認されるなど、食害による自然植生への影響が懸念されている。

### ④ 狩猟者の動向

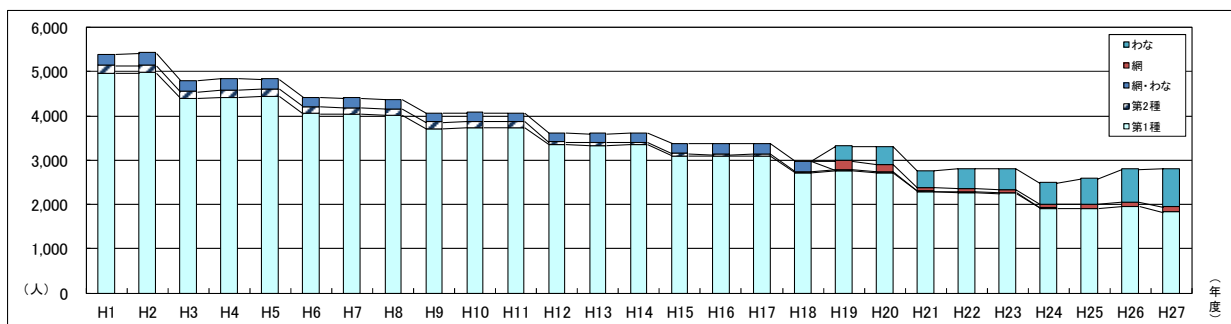
捕獲の担い手である狩猟者数は狩猟免許所持件数をみると、平成元年の5,400件程度から平成24年度には2,500件程度と減少傾向を示していたが、平成25年度からは増加に転じ、平成26～27年度は2,800件程度で推移している【図7】。

また、60歳以上の占める割合は、平成22年度以降は6割を超えているものの、20～29歳及び30～39歳の狩猟者数は微増している【図9】。

また、わな猟免許の所持者数は、農業者を中心に平成19年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得数も増加傾向にある【図10】。

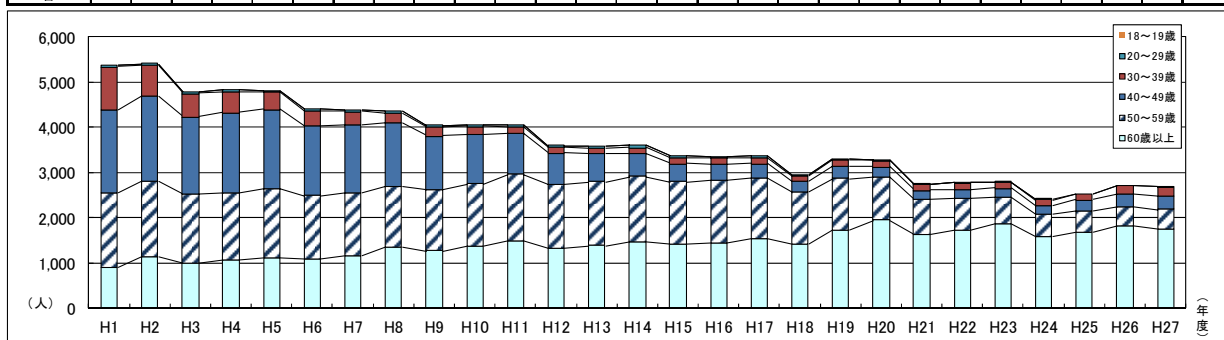
【図7】 狩猟免許所持件数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考	
わな																				339	395	395	446	467	503	590	740	868	
網																				192	171	70	70	72	73	77	102	111	
網・わな	250	289	252	255	229	219	220	213	197	200	189	197	207	211	231	240	247	232											
第2種	186	164	161	164	162	154	151	151	149	153	148	70	62	56	50	35	34	25	27	25	23	23	22	19	19	14	11		
第1種	4,948	4,962	4,380	4,412	4,429	4,039	4,022	4,002	3,701	3,711	3,719	3,335	3,324	3,340	3,088	3,088	3,090	2,700	2,753	2,701	2,265	2,254	2,239	1,900	1,904	1,946	1,820		
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,371	2,957	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,495	2,590	2,802	2,810		



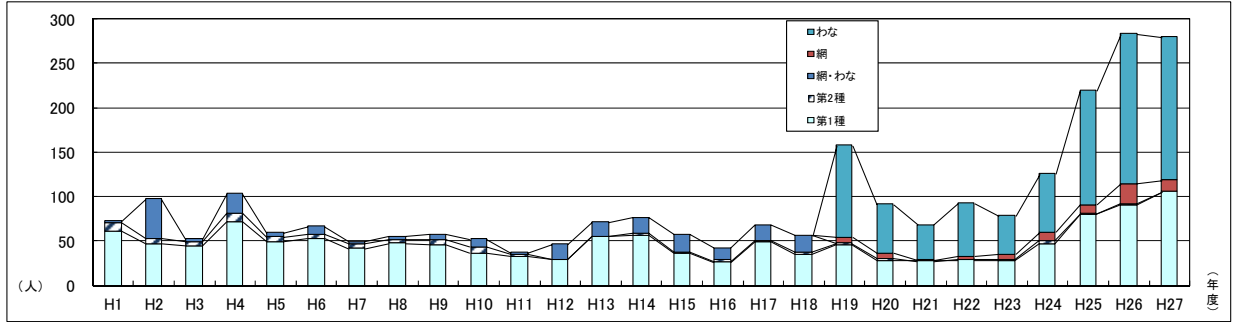
【図8】 狩猟免許所持件数の推移(年齢別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考	
18～19歳																													1
20～29歳	43	36	41	43	42	47	48	48	38	46	47	39	52	55	48	44	41	28	34	24	22	24	19	21	60	91	120		
30～39歳	952	684	519	459	386	333	291	224	201	182	149	132	117	136	125	142	130	118	146	149	130	147	132	133	139	186	213		
40～49歳	1,830	1,884	1,698	1,773	1,750	1,532	1,502	1,400	1,188	1,082	889	687	623	493	391	338	307	231	258	210	194	183	179	185	233	277	285		
50～59歳	1,647	1,667	1,531	1,495	1,524	1,399	1,389	1,345	1,349	1,384	1,480	1,416	1,411	1,451	1,382	1,385	1,341	1,158	1,142	954	781	700	589	493	468	430	428		
60歳以上	912	1,144	1,004	1,061	1,118	1,101	1,163	1,349	1,271	1,370	1,491	1,328	1,390	1,472	1,423	1,454	1,551	1,421	1,731	1,955	1,626	1,739	1,881	1,594	1,690	1,818	1,763		
計	5,384	5,415	4,793	4,831	4,820	4,412	4,393	4,366	4,047	4,064	4,056	3,602	3,593	3,607	3,369	3,363	3,370	2,956	3,311	3,292	2,753	2,793	2,800	2,426	2,590	2,802	2,809		
60歳以上の割合	17%	21%	21%	22%	23%	25%	26%	31%	31%	34%	37%	37%	39%	41%	42%	43%	46%	48%	52%	59%	59%	62%	67%	66%	65%	65%	63%		



【図9】 狩猟免許新規取得件数の推移(免許種類別)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考	
わな																				104	55	39	60	43	66	129	169	161	
網																				6	6	2	3	6	9	10	23	13	
網・わな	2	45	3	22	5	9	3	4	6	9	2	17	16	18	20	14	18	19											
第2種	9	6	5	10	5	5	5	4	6	7	3	0	0	2	1	2	1	2	2	3	0	1	2	4	1	1	0		
第1種	61	46	44	71	49	52	41	47	45	36	32	29	55	56	36	26	49	35	45	27	27	28	27	46	79	90	105		
計	72	97	52	103	59	66	49	55	57	52	37	46	71	76	57	42	68	56	157	91	68	92	78	125	219	283	279		



#### (4) 第4次計画における取組の検証

##### ① 個体数の低減

これまで、五葉山地域におけるシカの個体数低減を図るための捕獲目標を定め、捕獲を推進したものの、平成25年3月に実施した生息数調査の結果、生息数は増加傾向となった。

また、農林業被害が急増したことなどから、平成24年度より県事業による個体数調整を目的とした県全域での捕獲の強化に努めている。

さらに、平成26年に公表された、環境省による県内のシカの推定個体数約4万頭を基に、シカの繁殖率を考慮し、毎年の捕獲目標を1万頭以上と定め、狩猟や有害鳥獣捕獲に加え、県事業による捕獲を合わせて平成25年度以降は県内全域で概ね1万頭を捕獲している。

今後においても、個体数低減を図るために、引き続き捕獲を強化していく必要がある。

##### ② 生息状況の把握

第3次計画において五葉山地域で実施していたヘリコプター調査を全县に拡大することは経費や労力の面から困難であったことから、第4次計画では、統計手法による個体数推定のための捕獲情報等の収集を行い、これらのデータは、国による推定個体数の算出に利用され、本県におけるシカの推定個体数は約4万頭(中央値)と推定されている。

今後は、本県における推定個体数を平成35年度までに半減させることを目標としており、個体数管理に必要な継続的なモニタリング調査を実施するなど、生息状況の推移を把握することが必要である。

## 2 管理すべき鳥獣

ニホンジカ (*Cervus nippon*。以下「シカ」という。)



### 3 計画の期間等

#### (1) 計画の期間

計画の期間は、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

#### (2) 計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

### 4 対象地域

岩手県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

### 5 管理の目標

#### (1) 基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次の通りとする。

- ① 国の捕獲目標である平成35年度末までにシカの推定個体数を半減させるため、県内全域における捕獲の強化
- ② 捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制
- ③ モニタリング調査を継続することによる県独自の個体数推定の算出

#### (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息域がほぼ全県に拡大していることから、当面、狩猟期間中の延長など狩猟による捕獲を促進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域において強力な捕獲圧を加えたうえで、平行しモニタリング調査を行い、その結果から捕獲圧を調整する。なお、効果的に個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

また、個体数管理だけでは、農林業被害を早急に軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「被害防除対策」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施する。

併せて、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」の体制整備を促進する。

【図 10】 地域区分図

## 6 管理の実施

### (1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく3つに区分する【表 1、図 10】。



【表 1】 地域区分

区分	区域
①北上高地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上高地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域

### (2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定するものとする【表 2】。

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

【表 2】 地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等	目標	重点対策
北上高地南部	高密度段階 ・ 個体数の多い状態が継続 ・ 被害が恒常的に発生	・ 早急な個体数低減 ・ 被害の軽減	・ 捕獲の強化 ・ 農地周辺の定着解消
北上高地北部	定着段階 ・ 定着が進み、徐々に個体数が増加し、急増地域も発生 ・ 被害も増加	・ 生息域の拡大防止 ・ 被害の拡大防止	・ 捕獲の強化 ・ 個体数増加地域の解消 ・ 被害への早期対応
奥羽山脈	侵入初期段階 ・ 目撃情報が寄せられ始め、被害が発生し始めている地域	・ 定着防止 ・ 被害の発生防止	・ 捕獲の強化 ・ 早期発見と早期対応

### (3) 個体数管理

#### ① 狩猟による捕獲の促進

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き以下のとおり狩猟規制の緩和を行う。

##### ア 狩猟期間の延長

シカに係る狩猟期間を以下のとおり延長する。

11月1日から3月31日まで

##### イ シカ肉の放射性物質検査の実施

平成23年3月の東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から放射性物質が検出され、平成28年度時点でも、県内の一部地域のシカ肉から放射性物質が検出されている。このため、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

#### ② 有害捕獲の効果的な実施

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。

特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

##### ア 農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカによる継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、シカの定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を推進する。

##### イ 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

##### ウ 予察捕獲の推進

被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

##### エ 低密度地域における捕獲手法の検討

低密度地域における捕獲手法について先進事例等の情報収集に努め、本県への導入について検討する。

#### ③ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するなど、関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進する。

また、鳥獣被害防止対策実施隊については、引き続き、設置を推進し、有害捕獲の実施体制の整備を図る。

#### (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

##### ① 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施する。

##### ② 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

##### ③ 実施区域

岩手県全域

##### ④ 事業の目標

平成 25 年度末の個体数を平成 35 年度末までに半減させる。

なお、毎年捕獲目標については、モニタリング調査結果等を考慮し毎年設定する。

##### ⑤ 実施方法

認定事業者等に委託

##### ⑥ 実施結果の把握並びに評価

毎年度、捕獲実績、糞塊密度調査等によるモニタリング調査を実施

##### ⑦ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

岩手県

#### (5) 被害防除対策

##### ① 農林業被害対策

###### ア 侵入防止柵の設置の推進

県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、平成 16～平成 27 年度末までの侵入防止柵等設置状況は延べ約 690 k m となっており、農林業被害の低減に一定の効果が現れているが、農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、侵入防止柵設置を中心とした被害防除対策を引き続き推進する。

なお、設置された侵入防止柵の破損箇所からシカが侵入することから、適切な維持管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置に関する各種研修会や侵入防止効果を上げる改良等について、関係機関等と連携し実施する。

###### イ 森林における被害防止体制の整備

森林法で定める市町村森林整備計画において、鳥獣害が発生している区域など鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、区域内における具体的な鳥獣害防止の対応策を強化して森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進する。

###### ウ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な侵入防止柵の設置、侵入防止柵設置後の継続的な維持管理など地域が一体となった取組みが重要であることから、これら取組を実施するための研修会等を開催するなど、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

## ② 自然植生被害対策

近年、早池峰山の高山植物が被害を受けていることが確認されていることから、個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、目撃情報や被害情報の収集を継続し、高標高部への侵入を注視していく。

## (6) 生息環境管理

### ① シカを寄せ付けない環境づくり

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置するなど、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを推進する。

### ② 個体数増加の防止

草地造成や森林伐採、放棄され草地化した農地、法面等の緑化により作り出された草地は、餌量の多い環境となっていることから、個体数の急激な増加の引き金となり、草地周辺において高密度化している地域が発生している。

効果的に個体数を低減させるため、草地が個体数増加の要因とならないよう、関係部局と連携し、利用されていない草地の解消に努める。また、大型囲い罠や遠隔操作方式による囲い罠等の新しい捕獲技術の普及啓発などを行い、草地での効果的な捕獲について関係機関等が連携し対策を推進する。

## (7) モニタリング調査

管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する【表3】。

モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させる。

また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域に拡大して実施するとともに、新たな技術を活用した調査手法の導入についても検討する。

【表3】モニタリングの内容

項目	内容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	区画法や糞塊法により生息密度の変化を把握し、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 捕獲個体等の分析	狩猟及び有害捕獲された個体について、年齢・栄養状態を分析し、個体群状況の指標とする。
⑥ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握

## (8) 精度の高い個体数推定手法の検討

第4次計画においては、階層ベイズモデルを用いた個体数推定を検討してきたところであるが、県内全域を対象とした計画的な個体数管理の実施に向けて、さらに精度の高い個体数推定手法を検討するものとする。

なお、手法の検討は、最新の統計解析技術を用いた個体数推定手法など先進研究事例等を参考に、引き続き検討するものとする。

## 7 管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の保護管理施策の実施に取り組む。

### (1) 各機関の果たす役割

#### ① 県

県は、管理計画の作成及び見直し、狩猟の促進など各種管理施策の実施やモニタリング、個体数推定手法等の調査研究を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。

また、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

#### ② 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護網設置等の被害防除対策及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施する。

また、県が実施する各種モニタリング調査について、調査に協力するとともに、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

#### ③ 狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲・生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

#### ④ シカ管理検討委員会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討委員会は、管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行い、必要に応じてワーキンググループ（部会）を開催し、助言を行う。

#### ⑤ 民間・大学等

県内の大学や民間団体は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証など、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

### (2) 普及啓発

管理計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、シカの生態や効果的な防除方法、未利用草地等の生息環境管理についての普

及啓発が重要である。また、遠野市では地域ぐるみの捕獲活動が行われ、捕獲従事者の負担軽減等に一定の効果が上がっている。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や成功事例について、各種広報媒体等の活用を通じて普及啓発に努める。

### **(3) 人材の確保育成**

狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者が減少・高齢化していることから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながらその確保・育成に努める。

また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術を理解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努める。

### **(4) 他県との連携**

本県と隣接する宮城県及び秋田県、青森県においても、シカの生息域が拡大しつつあることから、隣接県との情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努めるものとする。

第5次シカ管理計画の変更に係る利害関係人等の意見について

		賛成	反対	意見要旨
市町村	盛岡市	○		
	宮古市	○		
	大船渡市	○		
	花巻市	○		
	北上市	○		
	久慈市	○		
	遠野市	○		
	一関市	○		
	陸前高田市	○		
	釜石市	○		
	二戸市	○		
	八幡平市	○		
	奥州市	○		
	滝沢市	○		
	雫石町	○		
	葛巻町	○		
	岩手町	○		
	紫波町	○		
	矢巾町	○		
	西和賀町	○		
	金ヶ崎町	○		
	平泉町	○		
	住田町	○		
	大槌町	○		
	山田町	○		
	岩泉町	○		
	田野畑村	○		
	普代村	○		
	軽米町	○		
	野田村	○		
	九戸村	○		
	洋野町	○		
	一戸町	○		
小計	33	0		
関係県	青森県	○		
	秋田県	○		
	宮城県	○		
	小計	3	0	
関係団体	岩手県農業協同組合中央会	○		
	岩手県森林組合連合会	○		
	(公社)岩手県猟友会	○		
	日本野鳥の会岩手県連絡協議会	○		
	小計	4	0	